

自己点検・評価報告書

2010年8月31日

琉球大学法務研究科

研究科長 署名欄

高良 鉄美 印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	2
第3	自己点検・評価の内容と結果	3
第6分野	授業	3
6-1-1	授業計画・準備	3
6-1-2	授業の実施	5
6-2-1	理論と実務の架橋	3 8
6-2-2	臨床教育	4 1
第9分野	成績評価・修了認定	4 5
9-1-1	厳格な成績評価基準の設定・開示	4 5
9-1-2	成績評価の厳格な実施	4 7
9-1-3	成績評価に対する異議申立手続	4 9
9-2-1	修了認定基準等の設定・開示	5 1
9-2-2	修了認定等の適切な実施	5 3
9-2-3	修了認定に対する異議申立手続	5 4
第4	その他	5 5
別紙	学生数及び教員に関するデータ	5 6

(様式例)

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 大学(院)名 | 琉球大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 平成16年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 高良 鉄美 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授(研究科長) |
| 連絡先 | 098-895-8909 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 玉城 勲 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授 |
| 役割 | 外部評価対応委員 |
| 連絡先 | 098-895-8207 |
| ② 氏名 | 伊佐 眞一 |
| 所属・職名 | 法科大学院係
係長 |
| 役割 | 自己点検・評価の事務担当責任者 |
| 連絡先 | 098-895-8091 |

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

自己点検・評価報告書作成の組織

外部評価対応委員である玉城勲が研究科長である高良鉄美と協議を重ねつつ案を作成し、運営委員会における審理・承認と研究科委員会における審議・承認を経て確定するという体制で自己点検・評価報告書を作成した。運営委員会のメンバーは高良鉄美、渡名喜庸安、清水一成、久保田光昭、藤田廣美。

自己点検・評価報告書作成のプロセス

1 平成 20 年 3 月 24 日

研究科委員会において、自己点検・評価報告書の作成に向けて上記の体制で臨むことを決定した。

2 平成 22 年 4 月 23 日

法務研究財団による自己点検・評価報告書作成の説明会（財団—清永敬文事務局長 本学—高良鉄美、玉城勲、伊佐眞一）

3 平成 22 年 4 月 26 日

外部評価対応委員玉城勲と研究科長高良鉄美の協議開始。以後、月 2 回のペースで協議。

4 平成 22 年 8 月 18 日

玉城と高良の最終協議により案を確定。案を運営委員会、研究科委員会のメンバーにメールで知らせた。

5 平成 22 年 8 月 23 日

案を運営委員会に提出。運営委員会で審議・承認。

7 平成 22 年 8 月 25 日

案を研究科委員会に提出。研究科委員会で審議・承認。文章表現の統一などを玉城と高良に一任。

8 平成 22 年 8 月 30 日

自己点検・評価報告書確定。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第6分野 授業

6-1-1 授業計画・準備

(評価基準) 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 現状

2009年度前期よりシラバスの様式および記載項目を統一したシラバス集¹を作成し配布している。記載項目は、履修条件、内容、目標、教科書、参考文献、成績評価、授業計画である。シラバス集は教務・学生委員会が点検・監修している。シラバス集は授業開始日の3週間ほど前にはTKCで学生に配布している。もともと、担当教員の教務・学生委員会へのシラバスの提出が遅れたり、シラバス集作成当時には担当教員が未定だった等により、シラバス集にシラバスを収録することができず、シラバスの配布がその後になった例もわずかながら存在する²。

各担当教員に対するアンケート³によると、シラバス通りに授業を実施できているかにつき、少数の科目が「あまり実施できていない」と回答しているものの、大半の科目は「完全に実施できている」または「ほぼ完全に実施できている」と回答している⁴。

各科目の教材はシラバスに記載されているが、以下の科目はシラバスに記載していない次のような教材も使用している⁵。

刑事訴訟実務の基礎 法務総合研究所編・事例教材
民事訴訟実務の基礎 授業用演習問題教材（特別に開発）
社会保障法 河野正輝＝江口隆裕・レクチャー社会保障法
経済法 独禁法審決・判例百選

履修に関し、より詳細に説明するために、シラバスとは別にシラバスに準じるものとして履修ガイドを作成・配布している科目もある⁶。

¹ 別紙5資料9「授業シラバス集」

² これらのシラバスは別紙5資料9「授業シラバス集」の巻末に貼付。

³ 別添資料1「担当教員に対するアンケートの結果」、別添資料2「担当教員に対するアンケートの回答」参照。

⁴ 別添資料1「担当教員に対するアンケートの結果」1

⁵ 同3.

⁶ 同4

2. 点検・評価

各担当教員に対するアンケートによると、シラバスには効果的な予習のために有効な事項が記載されていると思うか、シラバスに記載された授業計画はよく練られたものと思うかのそれぞれの質問に対し、大半が「そう思う」または「だいたいそう思う」と回答している⁷。このようにシラバスについての自己評価が高い評価であるのはシラバスを作成した者自身の評価として当然であるが、シラバス集に記載内容の統一を図り共有化した効果が自己評価に表れている面もあると思われる。また、シラバスには効果的な予習のために有効な事項が記載されていると思うかの質問に対し、「あまりそう思わない。」と回答したものは当然のこと、「だいたいそう思う。」と回答したものの相当数が現在のシラバスについて改善すべき点があるとしており⁸、さらに改善されていくものと思われる。

テキストや教材の選択は適切であったと思われるかについても、大半が「そう思う」または「だいたいそう思う」と回答しているが⁹、現在のテキストや教材について改善すべき点があるとしたものも存する¹⁰。

自分の授業の準備はよくなされていたと思うかについて、ほとんどが「そう思う」または「だいたいそう思う」と回答している¹¹。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

2008年度の認証評価における問題点の指摘を受けて、シラバスの様式および記載項目を統一したシラバス集を作成し配布しているが、今後はFDにより記載内容の質的向上を図っていく必要がある。また、担当教員が未定という場合は別として、シラバス集へのシラバスの掲載率を100%にする必要がある。授業計画や教材の選択についても、FDを通して情報を共有し、学び合って、さらに質的向上を図る必要がある。

7 同5、6

8 同8

9 同7

10 同9

11 同10

6-1-2 授業の実施

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1. 現状と点検・評価

(1) まず以下において、憲法、行政法（以上、公法系）、刑法、刑事訴訟法（以上、刑事系）、民法、民事訴訟法、商法（以上、民事系）の各科目について、各科目担当者の自己評価を記す。

【公法系】

人権

〔教育の内容〕

前期科目の到達目標として後期演習の前に憲法の全体構造と基本原理を適切に把握すること、(それと結びつけながら) 基本判例を自力で読解できるようになることを主眼としている。

本科目は一年生前期科目であることから、(特に未修者を含むことを前提として) 憲法の「人権」論の基本事項(基本判例を含めて)の解説に努めた。講義期間を通しての予習・復習のプロセスを通して、受講生がテキストを一通り通読し、全体構造を把握できるように配慮した。講義では(取捨選択の上で)憲法的な思考を行うために特に重要と思われる基本事項を中心的に取り上げながら、可能な限りテキストの行間を補完することに重点をおいた。基本的事項の解説を徹することで、後期演習またさらには二年時以降の学習のための基礎学力を要請できるのではないかと期待している。

〔授業の仕方〕

まず、講義の(原則として一週間前に)TKCを通じて、該当箇所のレジюмеと、予習用の問題を記した「学習の手引き」を配布した。ただ、講義中にすべての事項に言及するわけでは必ずしもない。あくまで予習時に受講生がテキストのどこに留意しながら読み進めればいいのか、一方でレジюмеで全体の「見取り図」を示しながら、他方で「学習の手引き」で要所を把握できるように配慮することを目的としたものである。受講生の具体的な予習内容の程度によっても講義内容は左右されるので、(原則として)各自が上述のような予習を行っていることを前提としつつ、各人の理解を確認しながら、テキストの行間を補足・解説するように努めている。

受講生各人の理解の度合いを確認しながら講義を進行させるために、(進行上、可能な限りで)受講生に質問するように留意しているが、時間的に十分とはい

えない場合には（やむをえない次善の策だが）時間外に受講生からの質問を適宜受けつけて、速やかに応答するように努めている。この受講生の質問のうち特に重要と思われるものについては、原則として次回の講義でも（前回の復習事項として）言及している。そのため、場合によっては、シラバスで予定した事項を逆行させることもあるが、年度ごとの受講生の構成（未修者の割合や自習の姿勢なども）が異なると思われるので、その都度、その年度の受講生の様子を考慮しながら、むしろ柔軟に応答している。そうする方が（少なくとも一年生前期の基本科目においては）学習効果があるのではないかと考えている。シラバスに予定された内容を変更する場合には（そのような方針を決定した時点で）速やかに受講生に告知・説明し、相互理解に努めている。

〔履修指導〕

上述のように、本科目では未修者を標準的な受講者モデルとして想定した上で、テキスト＝教科書をまずは（正確に）通読すること、後期演習に無理なく臨めるように（憲法の全体構造と基本原理について）必要最低限度と思われる基礎力（自ら学習するための能力を含めて）を養成することを第一の目標としている。目標の到達度の測定は、主として期末試験となる。ただ、講義期間中（および試験終了後も）の質問は常時受けつけて、各自の学習の進度に応じて、それを（個別に）支援するように努めている。期末試験問題では基本事項を正確に理解しているかの確認に限定している（必ずしも司法試験の出題形式ではない）。試験後一週間以内に答案を返却し、解説の時間をとることで、夏期休暇中の各自の復習に資するように配慮している。目標達成度が高い受講生については（要請に応じて）前期に学んだ基本事項の理解をさらに深化させるための文献等を紹介し、その勉強方法等を示唆するように努めている

統治

〔教育の内容〕

憲法の統治に関する部分であるが、天皇や平和主義、憲法序論などを含めて講義範囲にしている。また、司法権の項目では、違憲判断基準などを含めて人権に関わる内容を含めている。同じく司法権の項目では、行政訴訟の基本部分を含めて講義しており、行政法の科目への橋渡しの側面を加味している。憲法訴訟に関しては、訴訟形態が刑事事件、民事事件、行政事件など多岐にわたっており、他の法律基本科目の基本的な側面を説明している。さらに地方自治についても、行政法の地方自治法部分への橋渡しと選択科目の自治体法学への橋渡しを内容として意識している。

一年の最初に受ける講義なので、全体的な法学教育の構造を意識し、学生が実務全体との関連性を理解することができるように務めている。後期の憲法演

習でさらに基本事項を応用できるように判例の解説も講義の際に付け加えている。全体の中での位置づけなどは理解されていると思うが、憲法の基本原理と判例をもう少し活用しながら、全体的な理解度を確認できればと考えている。

〔授業の仕方〕

授業の入りで、当該講義は憲法のどの部分なのか、どのように他の憲法問題と関連するのか、全体の中での位置づけを示した上で、各回のテーマについてパワーポイントを使用して授業をしている。

授業内容に関して、簡単なレジюмеと講義中に行う質問を書いて、事前にTKCに掲載している。学生はレジюмеに示された質問に対する答えを想定しながら、勉強をすることによって、構造を理解できるのではないかと考えて、このような形式のレジюмеにしている。レジюмеに沿ってパワーポイントを作成しており、これを説明する講義形式とともに、双方向のソクラテスメソッドを加えているが、学生同士に議論をさせるような質問をして、多方向が時に入る形で授業を行っている。

質問に対する回答なども含まれているため、講義で使用したパワーポイントは事後にTKCにアップしている。学習効果をいかに上げるかという点から、予習、復習に役立つように、レジюмеをさらに充実させなければならないと考えている。

〔履修指導〕

授業後に質問を受け付けているが、時間が幾分オーバーする点もあって、授業後の質問自体は少ない。なるべくTKCのレジюмеで予習ができるようにと考えているが、オフィスアワーに質問に来るように促す必要があると考えている。憲法理論問題と実務的側面の問題という点から、短答式の間接テストと論述式の期末試験で試験のバランスをとっている。短答式では、理論を中心に設問を作っている。論述式の期末試験では、司法試験のような形式で事例問題を作り、資料を添付している。ただし、初学者である点を考慮して、試験の内容自体は司法試験レベルではないことは言うまでもないが、学生らは、その形式に慣れていないので、難しく感じているように思われる。講義で、常に事例を意識させるようにすればこれも解決されるのではと考えている。試験後は答案を返却し、解説を配布することで、夏期休暇中の各自の復習に資するように配慮しているが、質問の時間を別にとっておく必要がある。

憲法演習

〔教育内容〕

基本的な「憲法判例」について、一時間につき二つを取り上げて、その理論構成などを（演習形式で）検討している。まずは、a. 憲法上の問題が具体的に

(民事・刑事・行政の各事件など) どのような訴訟のなかで、どのようなかたちで主張されるのかを判例を通して理解すること、b. 裁判所がどのように判断したのか、事件の解決にどのように憲法問題が関係しているのか判例の理論構成を(先例との関係にも留意しながら)読み解くこと、c. そのような裁判所の判断枠組みを批判的に再解釈することを演習の主眼としている。またさらに、学説状況を踏まえつつ(必要に応じて比較法的視座も含めて)判例法理の意義を検証するように努めている。

テキストは、基本的にはLS 憲法研究会 編『プロセス演習 憲法〔第3版〕』(信山社、2007年)と『憲法判例百選』(有斐閣)などを利用しているが、判決原文や下級審の判決なども適宜参照するように受講生に指示している。取り上げた判例ごとに、理解を深めるために適切と思われる参考文献も適宜紹介しながら、事後の自習を促すように努めている。

〔授業の仕方〕

学生を二つのグループ(ほぼ半数)に分けて、(演習四回ごとに教員が交代しながら)担当教員2名で担当している。原則として、受講生はシラバスに記載された順番で(取り上げる判例)について、その事件の要約と自己の見解をレポート形式で提出することになっている。演習時には、そのような受講生各自が用意したレポートに基づいて、質疑/応答・討論を繰り返すことで、自己の理解を確認し、判例理論を反省的に捉え直すことができるように努めている。場合によっては、担当教員が討論を方向付けなければならない場合もあるが、原則として受講生自身による問題提起と討論のプロセスを大切にしている。演習形式であるので、まずは受講生自身が自己の判例理解を説明しながら、問題点を(立場が異なることもある)他の受講生にも説得的に展開できるかどうかを重要だと考えている。そうした反省的な討論のプロセスを通して、判例の理論構成を的確に理解しつつ、憲法問題を多角的に捉え直すことができるのではないかと考える。

〔履修指導〕

事後指導として、演習を経た上での受講生の質疑について(可能な限りで)個別の応答に努めている。上述のように、演習を通して受講生は自己の理解を確認しつつ、それを反省的に捉え直すことによって、(それらが適切に行われれば)さらに疑問が生じてくると思われるので特に事後指導が大切だと考えている。単に形式的に、(前期科目で学んだ)憲法上の基本的論点を整理するのではなく、その理解を深化させながら、憲法解釈の複数性(創造的な側面)を考えることを特に留意している。最終的な目標としては、個々の憲法判例の整理にとどまらず、同時に裁判所による判断が社会的・政治的なコンテキストでどのような役割をもつのかなど、考察の視野を拡大することを期待している

行政法 I

〔教育の内容〕

教科書としては塩野宏『行政法 I 〔第 5 版〕』（有斐閣）、主な参考文献としては塩野宏・宇賀克也・小早川光郎編『行政判例百選 I 〔第 5 版〕』（有斐閣）を指定しているが、授業は、予め（6 日前に）配布している「レジュメおよび判例・法令資料」（以下「レジュメ・資料」という）を活用し、そこで提示した考察事項を検討することによって、行政法の基本原則、行政の行為形式、行政の行為に対する実体的規律・手続的規律の問題などを系統的に理解させることに務めた。上記の基本書および判例百選の扱いは、該当部分・判例解説を予め読んで授業に臨むことを当然の前提としているが、完全未修者にとって特に上記基本書は難解にすぎるとの声も伝わってきている。この点、司法試験を目指すものにとってはチャレンジすべき基本文献であること、授業に取り組むことによって読みこなすことが可能になること、反復すれば理解度が増していくことなどを説いている。授業は、内容的には、各回を通じて取り扱うテーマに関する実定法制度の内容と特徴にも関心を払いながら、主に判例の分析を中心に、判例相互の関係、判例法理の確立・展開、一般的判断枠組みの具体的事案への適用などをフォローすることに務めている。法曹に求められる法治主義論、行政の行為形式論、行政裁量論、適正手続の法理などの行政法の基礎理論についての基本的知識を実定法制・学説・裁判例の分析を通して習得させたいという所期の目的は、達せられていると考えている。

〔授業の仕方〕

毎回、予め「レジュメ・資料」を配布し、そこで提示した「考察事項」について予習したうえで授業に臨むよう求めている。「レジュメ・資料」は、各回のテーマに関する基礎事項を簡潔に整理したうえで、考察事項を 5 問ないし 7 問設定している。取り上げる判例は毎回 5～9 件ほどであり、レジュメ・資料の分量（頁数）は大よそ 14 頁～18 頁ほどである。この授業の進め方については、いわゆるソクラテスメソッド方式を取り入れているが、学生の発言は、発言機会の均等等の理由から席順に発言してもらっている。この授業は 1 年生後期に開講される科目で、しかも初めて行政法の講義を聴講する諸君が少なくないこともあってだろうか、十分な成果が上がっているとはいえないところがある。学年により学力の差があることも要因の一つであろうが、この科目については、レクチャー方式を基本とした方がいいのか、基礎的事項について質問方式を採用した方がいいのか、いずれにしても何らかの改善を図ることが求められていると考えている。

〔履修指導〕

予習の指示は、あらかじめ配布している「レジュメ・資料」でその「欄」を設け、適宜、適切に行っている。2 回実施した小テストについては終了後に解説

を付した正解表を配布した。期末試験については、問題の解説をTKCに掲示・公表し、各人の素点が分かる答案を返却した。授業の終了時における質問にも、適宜、適切に対応してきた。

行政法Ⅱ

〔教育の内容〕

教科書としては塩野宏『行政法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣）、主な参考文献としては塩野宏・宇賀克也・小早川光郎編『行政判例百選Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣）を指定しているが、授業は、シラバスで示した各回のテーマについて予め（6日前に）配布している「レジュメ・資料」を活用し、そこで示した「考察事項」を検討することによって、具体的な紛争事例を解決していくための行政救済の法理を体系的・有機的に理解させることに力点をおいている。上記の基本書および判例百選の扱いは、該当部分（および判例事件）を各人予め読んだ上で授業に臨むことを前提としている。この授業は、内容的には、判例の分析を中心に行っており、取り上げる判例一つひとつの判旨・意義・射程などを理解することはもとより、判例相互の関係、判例法理の確立・展開、一般的判断枠組みの具体的な事案への適用などの考察力を養うように勤めている。行政と私人の間で生じる個別具体的な紛争に対して、どのような紛争解決システムを適用してその権利利益の実現を目指せばよいかを考える力を養成したいという本科目の所期の目的は基本的に達成していると考えている。

〔授業の仕方〕

毎回、予め「レジュメ・資料」を配布し、そこで提示した「考察事項」について予習したうえで授業に臨むよう求めている。「レジュメ・資料」は、各回のテーマに関する基礎事項を簡潔に整理したうえで、考察事項を5問ないし7問設定している。取り上げる判例は毎回7～10件ほどであり、レジュメ・資料は大よそ16頁～20頁ほどである。授業は、基礎事項について簡潔に触れたうえで、考察事項について学生に発表してもらい、これに対してコメントを加える形で進めている（このコメントを行う際に「基本書」における重要な指摘に言及するようにしている）。学生の発言は、発言機会の均等々の理由から席順に発言してもらっている。いわゆるソクラテスメソッド方式を取り入れているが、それを要因（の一つ）としてか、予定した授業内容がすべて終わりきれない、あるいは時間延長のときがままあるなど、今後改善を試みなければならない課題もある。

〔履修指導〕

予習の指示は、あらかじめ配布する「レジュメ・資料」でその「欄」を設け、適宜、適切に行っている。2回実施した小テストについては終了後に解説を付し

た正解表を配布し、参考に供した。期末試験については、問題の解説をTKCに掲示・公表するとともに、各人の素点や合計点分かるように答案を返却した。授業の終了時における質問への対応は1時間近くに及ぶことも少なくなく、これに対して概ね適切に対応したと考えている。

行政法演習

〔教育の内容〕

この演習は、(市販されている教材は用いずに) 独自に作成し予め(5・6日前に) 配布した「レジュメ・資料」を用いて、そこで示した「考察事項」を検討することによって、提示した具体的な紛争事例について、訴訟形式としてどのようなものを選択し、どのようなタイミングで提起するか、訴訟要件をどのようにクリアするか、違法事由をどのように主張するか、総じてどのような法的構成をもって紛争解決に導いていくかという法的思考能力を養成することに力点をおいて取り組んでいる。この演習では、上記の演習目的を達成するために、都市計画法、建築基準法、土地収用法、食品衛生法、原子炉等規制法、児童福祉法など各個別法に関する紛争事例を取り上げ、個別法の仕組み解釈を通して紛争解決を図るための紛争解決能力を養成するために、主に判例の分析を通して、検討を加えてきた。この演習は、この点も含めて、行政と私人の間で生じる個別具体的な紛争に対して、どのような紛争解決システムを適用してその権利利益の実現を目指せばよいかを考える力を養成したいという所期の目的を達していると考えている。

〔授業の仕方〕

毎回、予め「レジュメ・資料」を配布し、そこで提示した「考察事項」について予習したうえで演習に臨むよう求めている。「レジュメ・資料」は大よそ18頁から24頁ほどである。「レジュメ・資料」では、演習科目であることにかんがみ、設例(紛争事例)を設定し、その法的解決に不可欠な実体法上・救済法上の基本論点を摘示し、考察事項の内容面についても演習科目に相応しいものにするよう工夫してきた。演習の仕方は、上記の基本論点について簡潔に触れたうえで、考察事項について、順次、学生が発表し、これに対する討論を行い、教員のコメントを加えるという形で進めている。学生の発言は、この演習でも、発言機会の平等という理由から席順に行っている。いわゆるソクラテスメソッド方式を取り入れているが、時間的制約がある中で、「授業」の際の双方向の進め方と異なる独自性(学生のレポートに対する討論の深まりなど)をどれだけ発揮することができるか、改善が求められる点もある。

〔履修指導〕

予習の指示は、予め配布する「レジュメ・資料」でその「欄」を設け、適宜、

適切に行っている。法的思考能力や文章作成能力などの向上を期して 4 回実施した「課題レポート」については「優秀レポート」を配布し、参考に供した。期末試験については、問題の解説をTKCに掲示・公表するとともに、各人の素点や合計点分かるように答案を返却した。なお、授業の終了時の学生からの質問には適切に対応してきたが、多く寄せられたTKCを通じたメールによる質疑については、「速やかな対応」ができたか、反省すべきところもある。

公法総合演習

〔教育内容〕

基本的な判例をベースとした事例問題から多角的な考察方法を検討すること、そのような事例問題の検討を通して公法上の問題を適切に構成し、具体的に解決する能力を養成することを第一の主眼としている。このようなプロセスを通して、公法的な思考を修得しながら、同時に基本事項の理解を確認の上でその理解を発展的に深化させることを期待している。また、演習形式を採ることで、各人が自己の考えを明確に説明しながら、他者の意見を公正に理解し、応答する能力の涵養にも努めている。

〔授業の仕方〕

二名の教員（憲法と行政法）が隔週で分担する演習形式で進めている。受講生全体を二クラスに分けて（原則として半数ずつ）に分けて開講している。ひととおり憲法と行政法の基礎科目を履修し終えた受講生を対象として、憲法と行政法の主要テーマに関する事例問題（テキストをあらかじめ指定し、各時間、原則として一問を取り上げる）を受講生の討論を通じて考察している。具体的な手順は以下の通りである。

1. 受講生は当該事例問題をあらかじめレポート形式でその週の担当教員に解答・提出する（提出期限は原則として月曜日としてメールに添付）。
2. 提出されたレポートを具体的な素材として、論述内容＝テーマを議論しながら、論理構成の仕方を検討する。
3. 次回の演習時に、各人のレポートを返却し、疑問に対しては適宜応答する。

具体的なテキストとして木下ほか編『事例研究 憲法』（日本評論社、2008年）、曾和ほか編『事例研究 行政法』（日本評論社、2008年）を指定している。それ以外には、当該テーマごとにさらに発展的な事後の学習を促進するために、文献等を適宜指示（紹介）している。

具体的な演習では、原則として受講生全員に発言を促しつつ、議論を展開している。（時間的な制約もあることから）教員がある程度で議論を方向づけなければならないこともあるが、可能な限り、受講生各人による質疑と応答のプロ

セスを重視している。

〔履修指導〕

受講生は事前に（予習として）レポート形式で問題の解答を準備しているので、演習に際しては各人が自己の疑問点を明確に説明しながら、それについて討論ができるように配慮している。問題を多角的な検討するためにも、自己の視点からの疑問だけでなく、他者の疑問をも共有しながら討論できる環境をつくるように努めている。討論の結果、一義的な明確な解答を確定するというよりも、むしろさらに多様な討論を誘発できるような指導に心がけている。事後の受講生各人の関心の深化をサポートするために時間外での応答にも努めている。

【刑事系】

刑法 I

〔教育の内容〕

本講義は、刑法総論および各論の重要な基礎知識を確実に理解させ、後のさらに高度な刑事法学習への移行を円滑に行わせることを目的とする。法曹教育の入り口であると同時に、法曹として必要不可欠な知識と能力を養う本講義の意義は極めて大きい。

〔授業の仕方〕

一昨年までは「刑法総論」を1年前期に、「刑法各論」を1年後期にそれぞれ分けて提供してきたが、両者の学習内容が密接にリンクしていること鑑み、昨年度から年間を通じて「総論」と「各論」を同時並行的に取り扱うことにした。「刑法 I」はその前半部分である（主として、総論は犯罪を成立させる事情、各論は個人法益に対する罪を扱った）。教員は、自分が担当しない回でも常に教室に赴き、授業全体の流れを把握するよう努め、また適宜コメントを述べるなどして「総論」の知識と「各論」の知識がリンクするものであることを意識させるようにした。

メインとなる授業方法は、次の通りである。まず、授業の終わりに予習レジュメを配り、次回の授業で行う総論上の問題あるいは各論上の問題について、教科書を読んだ上で考えておくべき事項や設問を与えた。教室では、担当教員がレクチャーを行いながら、途中途中でそれらの予習が十分であったかどうかを質疑応答を通じて確認するよう務めた。レクチャーは、必ずパワーポイントを使い、言葉による説明が難しい刑法上の概念などがなるべく視覚的・直感的に分かるよう工夫した。さらに、毎回授業の最後に主として短答式の小テストを行って、理解の度合いを確認したが、この確認がうまく機能しているかは検討を要する。

〔履修指導〕

上述のように、予習は、1週間前に渡される予習用レジュメに従って行うよう指示した。その内容は、テーマについて教科書を読むに当たり留意すべき点、考えておくべきこと、チェックしておくべき関連判例などであり、分量（A4で3～5枚）も要求内容も、格別過大なものではない。ただ、設問の中には「～の判例についてどう思うか」といったようにいくぶん抽象的な質問項目もあり、なぜそのようなことを尋ねたのか、何が聞きたいのかという教員の意図が学生に十分に伝わらないこともあった。学習意欲をかき立てるためには、質問項目にかなり工夫を凝らす必要を感じている。

刑法Ⅱ

〔教育の内容〕

本講義は、刑法総論および各論の重要な基礎知識を確実に理解させ、後のさらに高度な刑事法学習への移行を円滑に行わせることを目的とする。法曹教育の入り口であると同時に、法曹として必要不可欠な知識と能力を養う本講義の意義は極めて大きい。

〔授業の仕方〕

従来は「刑法総論」を1年前期に、「刑法各論」を1年後期にそれぞれ分けて提供してきたが、両者の学習内容は密接にリンクしていること、また限られた時間数で刑法全体を効率的に学ばせるためには意識的に両者を関連づけた方がよいと考えられることに鑑み、年間を通じて「総論」と「各論」をミックスして取り扱うことにした。「刑法Ⅱ」はその後半部分で、主として、総論は犯罪の成立を阻却する事情（違法性一、責任阻却事由）および犯罪の成立を拡張する事情（未遂、共犯）、各論は財産犯のほか社会法益に対する罪を扱った。メインとなる授業方法は、前期の刑法Ⅰと同様に、次の通りである。まず、授業の終わりに予習レジュメを配り、次の授業で行う総論上の問題と各論上の問題について、教科書を読んだ上で考えておくべき事項や設問を与えた。教室では、担当教員がレクチャーを行いながら、途中途中でそれらの予習が十分であったかどうかを質疑応答を通じて確認した。レクチャーは、必ずパワーポイントを使い、図表なども示して、言葉による説明が難しい刑法上の概念などがなるべく直感的に分かるよう工夫して行った。さらに、毎回授業の最後に主として短答式の小テストを行って、理解の度合いを確認した。

ただ、前期同様、当初意図していた「総論と各論の融合」はなかなか果たせず、2名の教員が授業時間の前半と後半でそれぞれ総論と各論の授業を行う形式になりがちだった。前半の授業が長引き後半の授業がその犠牲となりがちだった点は、十分気をつけてかなり回避された。

〔履修指導〕

前学期と同様に、予習は、1週間前に渡される予習用レジュメに従って行う

よう指示した。その内容は、テーマについて教科書を読むに当たり留意すべき点、考えておくべきこと、チェックしておくべき関連判例などであり、分量（A4で3～5枚）も要求内容も、格別高度であるとか過酷であるというものではない。一年を通じて、教科書（山口 厚『刑法』有斐閣）が難解であるという学生の声が目立った。確かに、同教科書の記述には難解なところがあり、楽に学習できる教科書ではないかも知れない。しかし、そもそも刑法の「体系書」は著者の個人的主張が強いものが多く、標準的な教科書と呼べるものがほとんどないのが実情である。そのような状況下で、山口『刑法』は「枝葉に分かれる前の、いかなる見解も前提としている、基本的な理解を身につけることが肝要である」（「はしがき」より）という基本構想に立って、現在の刑法学の知見をなるべく客観的・公平に記述しようとしている。その内容は、簡潔ではあるが司法試験受験生にとっては必要不可欠なものばかりであるから、同書を指定教科書とする意義は大きい。ただ、このような教科書を指定するのであれば、教員が、予習レジュメや授業において読み方をかなり丁寧に指導する必要があることを感じている。

刑法演習

〔教育の内容〕

1年次でひととおり刑法の基礎を学び終えたことを前提として、具体的な事案に対して刑法学の知見を適正に活用して、自ら考え、法的・論理的な思考経路をたどって結論を導き出すことができるようになることが本講義の目標である。そのような能力は法曹として欠くことの出来ないものであるから、本演習の意義は極めて大きい。

〔授業の仕方〕

授業の方法は次の通りである。すなわち、担当教員2名からそれぞれ7問の課題が、ほぼ2週間おきにTKC上で発表される。課題は、それぞれA4サイズ1枚程度の分量の架空事例で、登場人物の刑事責任を論ぜよというものである。受講者は出題から一週間後の期日までに①論点、②考え方、③結論を記した「要点メモ」（A4サイズ1枚以内）を作成し、出題した教員宛てに電子メールで提出しなければならない。授業当日、受講者はA組とB組に分かれ（1クラス 11～12名）、それぞれの教室で、出題した教員のリードで課題の検討を行う。そして授業後、受講者は5日以内に授業での議論等を踏まえて最終的な「答案」（A4サイズ1枚以内）を作成してメールで提出する。学生の立場からすれば、このような「出題 → 要点メモ提出 → 授業での討論 → 答案提出」を14回繰り返すことになる。

教室での指導方法は教員によって異なるが、一般的に言えば、教員が一方的に

講義することは避け、もっぱら学生同士が議論をしやすい環境を作ることを目指したといえよう。そのために、教員は提出された要点メモを下読みし、学生がどのような考え方をしているか、間違った理解をしていないか、議論になりそうな点はないかなどをチェックして（場合によっては論点を整理した配布物などを作成して）授業に臨んだ。授業の前後に「要点メモ」「答案」の2つの提出を課したことで、受講者は議論を踏まえて考え直す機会が与えられたが、これはかなりの学習効果があると思う。

14の課題はなるべくさまざまなテーマ・論点を含むように作られたが、学習の便宜を図って体系的に練られたものであったとはいいがたい面もあり、改善する必要がある。

〔履修指導〕

上でも述べたように、課題については、分量・レベル・多岐にわたる論点という意味ではまずまずであったが、テーマの選定、体系化という意味ではもっと改善する方が学習効果を上げられるであろう。提出された答案に対しては、細かい添削はしないが、簡単なコメントと評点を付して返却した。これは受講者には概ね好評であった。ただ、授業後なるべく早い時期に返却するのがより効果的であるとは分かってはいるものの、他の用務に追われてなかなか果たせないことも多く、忸怩たる思いである。この点を工夫して解決すべきであると反省している。

刑事訴訟法 I

〔教育の内容〕

本講義は、法学未修コースの1年次前期科目であることから、刑事手続全般のイメージを作らせた上で、捜査から公訴提起に至るまでの過程における基本的事項について理解させることを主眼として行った。

教材は、実務的な視点から書かれた基本書である『池田修・前田雅英著一刑事訴訟法講義第3版一東京大学出版会』と判例百選を用いた。講義では、基本書に記載されている事項を確実に理解できるように解説することに努めるとともに、重要判例については、基本的な考え方から丁寧に説明した。

刑事訴訟の基本原則を確実に理解していくことで、後期や2年次以降の学修のための基礎学力をつけることができると期待している。

〔授業の仕方〕

まず、講義の1週間前にTKCを通じて予習範囲を明示し、講義の2日前に、質問事項等を盛り込んだレジュメを配布した。レジュメの配布を遅らせているのは、レジュメに頼らずに基本書を読むことを期待したものである。講義は、十分な予習がされてきたことを前提として、適宜、質問をしながら行った

が、質問に対する回答の様子をみながら各人の理解度を確認していた。また、多くの受講生が躓きそうな部分については、丁寧に解説することに努めた。各回の講義の最後には、まとめとして、当該講義で触れた事項の体系的な位置付けや、その中で最低限理解しておくべきことを述べ、復習につなげるように配慮した。

各人の理解度の確認は、講義中の質問のほか、2回実施したレポート課題が役立った。各人の理解度がある程度確認できたことによって、ソクラテスメソッドとまではいかないものの、活発な質問や議論ができた場面もあった。なお、質問事項は、基本的事項の知識の確認のための質問、判例や学説の背景にある価値観等を考えさせるための質問、条文を見て実際のやり取りを想像させる質問などを織り交ぜるようにしていた。

〔履修指導〕

基本書の該当部分、関連判例、レジュメの3点を予習することを指示していたが、刑事訴訟法を学修するのが初めてという学生が大半を占めていたことを踏まえると、適切な指示だったと考えている。その上で、講義で触れた内容をさらに理解するために読むべき文献については、講義の中で適宜紹介するように努めた。復習の際にこれらの文献を読んだ学生は、概ね実力の向上が見られた。前述のとおり、レポート課題を2回課したが、2回とも詳細なコメントと採点表を付して返却し、講義の中で簡単な解説も行った。また、更なる添削を希望する受講生には、答案を書き直させた上で、添削を行った。これにより、各自の意欲を高めることができ、また、意欲の高い学生には、実力向上の機会を与えることができたと考えている。

刑事訴訟法Ⅱ

〔教育内容〕

教育内容については、「共通的到達目標モデル（案）：刑事訴訟法」で触れられている点をほぼ網羅した授業を行っている。その際には、それぞれの基本的な概念をまず説明し、それに類似する概念との相違を明らかにしたうえで、根拠条文、それらをめぐる判例・学説をしめしつつ、そこからどのような問題が具体的に発生し、どのような論点があり、議論されているかを指摘している。

〔授業の仕方〕

このような内容を呈示することによって、学生にただ判例を丸暗記するのではなく、それに対してどのような批判があり得るのかを考えさせることを目指している。多方向の授業を実施することはかなり困難ではあったが、教員と学生との双方向の授業によって、判例とそれに対する批判の内容について、学生がどのように考えているかを述べさせ、それに対する質問を教員がすることに

よって幾分でも議論が深まったと考える。

〔履修指導〕

予習については、事前にレジюмеを配ることによって、そこに示された項目につき、基本書だけではなく、シラバスなどで指摘した文献・判例にあたるのが可能となったと思う。これにより、すべての学生とはいわないが、予習の中で理解のできなかつた点について解決しようと授業に臨んでいるものもいたし、それでも分らないものは授業の後に熱心にこの点について質問をするものもいた。シラバス・レジюмеは授業の予習に効果があり、また授業に対する心構えにも影響を与えていたと考える。さらに、レジюме等の資料により事例を呈示すること等によって、学生がこれに対する解答を自主的に試み、添削指導を促進したと考えている。

刑事訴訟法演習

〔教育内容〕

法律実務家に要求される、刑事訴訟法分野の事例問題について、法的問題点を抽出して、判例の規範を踏まえて、自説を示し、証拠によって認定された事実をあてはめて、結論を出し、事例を解決するという能力を、刑事訴訟法の重要かつ基本的な論点を組み合わせた演習問題を題材として、実践する授業であり、法曹教育としてふさわしい内容の授業であったと評価できる。

〔授業の仕方〕

各回で習得すべき裁判例等については使用テキストにも明確に示されていた上、授業も、各回あらかじめ複数名の担当者に各演習問題についてレポートを提出させて他の受講生にもそのレポートの良し悪しを検討させたうえで、講師がそのレポートについて講評を行い質疑応答、意見交換を行うという授業で、各人の理解度も把握でき、適切な授業の進め方がなされていたと評価できる。

また、講評の際には、使用テキストや各人のレポートを書画カメラでスクリーンに映しつつ講評を行うなど、わかりやすい授業がなされていたと評価できる。

もっとも、受講人数については、本来は、15名程度の2組に分けて行うことが予定されていたが、講師の都合により、30名程度の1組で授業を行わざるをえなかつた点は、今後改善すべきである。

〔履修指導〕

TKC等により予習の指示内容も適切に行い、各学生にレポートを提出してもらい、添削して講評を行うなど、履修指導も適切になされていたと評価できる。

刑事法総合演習

〔教育内容〕

法律実務家に要求される，刑事法分野の事例問題について，法的问题点を抽出して，判例の規範を踏まえて，自説を示し，証拠によって認定された事実をあてはめて，結論を出し，事例を解決するという能力を，刑法および刑事訴訟法の重要かつ基本的な論点を中心として，実践する授業であり，法曹教育としてふさわしい内容の授業であったと評価できる。

〔授業の仕方〕

各回で習得すべき事項については使用テキストにも明確に示されていた上，授業も，10人程度のゼミ形式で，各回担当者に答案を提出させて他の受講生にもその答案の良し悪しを検討させたうえで，講師が各自の意見を発表させ議論させつつ講評を行うという授業で，各人の理解度も把握でき，適切な授業の進め方がなされていたと評価できる。

また，即日起案の講評の際には，3名の教員が学生全員に対し，書画カメラを使用

しつつ講評を行うなど，わかりやすい授業がなされていたと評価できる。

〔履修指導〕

シラバス等により予習の指示内容も適切に行い，各学生にレポートを提出してもらい，添削して講評を行うなど，履修指導も適切になされていたと評価できる。

【民事系】

契約法 I

〔教育の内容〕

教育内容及び到達目標は次のとおりであり，法学未修者を対象とした法科大学院の1年次民法の教育としてふさわしいものだと考えている。

教育内容：民法第一編「総則」のいわゆる民法総則の分野を主な対象とし，実際の紛争解決を念頭におきながら，教科書（内田民法 I）や判例百選 I のケースの検討を中心とした講義を行い，基本的な法規範の体系的理解等基礎力を養成するとともに，理論的かつ実践的な応用力の基礎の涵養を図る。また，法的に議論する力を鍛えるためにいわゆるソクラテスメソッドも用いる。

到達目標：民法総則の分野の基本的な法規範（条文・基本判例）を体系的に理解し，これらを典型的な紛争事例に適用し，適切な解決ができるようになること。さらに，発展的な紛争事例を適切に解決するために必要な理論的かつ実

実践的な応用力（分析力・思考力・判断力等）の基本的な仕組みを理解し、やや発展的な紛争事例に基本的な法規範を応用して適用し、一応の適切な解決ができるようになること。

〔授業の仕方〕

各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示している（上記の到達目標の他、例えば、シラバスの第3回授業の概要において「虚偽表示、94Ⅱ類推適用及び錯誤の要件に関する基本概念や法規範を体系的に理解させ、具体的な事例に適用できるようにするとともに、94Ⅱ類推適用及び錯誤の要件等についてやや応用的な問題も検討する。内田民法Ⅰ p50～73」と記載しているように、各回の授業で達成すべき目標をシラバスで事前に明示している。）。

各回の双方向授業において学生の理解度をチェックしながら授業を進めているし、途中でレポート課題を課し、そこでも理解度をチェックして授業を進めている。

映像は利用していないが、毎回、体系的理解に役立つレジュメを配布するなど、わかりやすい工夫をしている。また、ソクラテスメソッドにより、学生の法的思考力を鍛える機会を設けている。

〔履修指導〕

各回の授業の約1週間前に体系的理解に資するレジュメを配布するなどして適切な予習指示をしている。

また、提出されたレポートには添削等をして返却し、復習の指針を示すようにしている。

さらに、授業が終わった分野の短答式問題を出題し、理解度を各自で確認しながら復習するよう指示している。

契約法Ⅱ

〔教育の内容〕

教育内容及び到達目標は次のとおりであり、法学未修者を対象とした法科大学院の1年次民法の教育としてふさわしいものだと考えている。

教育内容：民法第三編「債権」の第二章「契約」を主な対象とし、実際の紛争解決を念頭におきながら、教科書（内田民法Ⅱ）や判例百選Ⅱのケースの検討を中心とした講義を行い、基本的な法規範の体系的理解等基礎力を養成するとともに、理論的かつ実践的な応用力の基礎の涵養を図る。また、法的に議論する力を鍛えるためにいわゆるソクラテスメソッドも用いる。

到達目標：契約の分野の基本的な法規範（条文・基本判例）を体系的に理解し、これらを典型的な紛争事例に適用し、適切な解決ができるようになること。さらに、発展的な紛争事例を適切に解決するために必要な理論的かつ実践的な

応用力（分析力・思考力・判断力等）の基本的な仕組みを理解し、やや発展的な紛争事例に基本的な法規範を応用して適用し、一応の適切な解決ができるようになること。

〔授業の仕方〕

各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示している（上記の到達目標の他、例えば、シラバスの第4回授業の概要において「解除の意義・機能及び要件に関する基本概念や法規範を体系的に理解させ、具体的な事例に適用できるようにする。様々な債務不履行解除に関する基本概念や法規範を体系的に理解させ、具体的な事例に適用できるようにするとともに、解除と第三者や複合的契約の解除等についてやや応用的な問題も検討する。内田民法Ⅱ p 84～108」と記載しているように、各回の授業で達成すべき目標をシラバスで事前に明示している。）。

各回の双方向授業において学生の理解度をチェックしながら授業を進めているし、途中でレポート課題を課し、そこでも理解度をチェックして授業を進めている。

映像は利用していないが、毎回、体系的理解に役立つレジュメを配布するなど、わかりやすい工夫をしている。また、ソクラテスメソッドにより、学生の法的思考力を鍛える機会を設けている。

〔履修指導〕

各回の授業の約1週間前に体系的理解に資するレジュメを配布するなどして適切な予習指示をしている。

また、提出されたレポートには添削等をして返却し、復習の指針を示すようにしている。

さらに、授業が終わった分野の短答式問題を出題し、理解度を各自で確認しながら復習するよう指示している。

契約法Ⅲ

〔教育の内容〕

教育内容及び到達目標は次のとおりであり、法学未修者を対象とした法科大学院の1年次民法の教育としてふさわしいものだと考えている。

教育内容：民法第三編「債権」の第一章「総則」を主な対象とし（「多数当事者の債権及び債務」は担保法で扱う。）、実際の紛争解決を念頭におきながら、教科書（内田民法Ⅲ）や判例百選Ⅱのケースの検討を中心とした講義を行い、基本的な法規範の体系的理解等基礎力を養成するとともに、理論的かつ実践的な応用力の基礎の涵養を図る。また、法的に議論する力を鍛えるためにいわゆるソクラテスメソッドも用いる。

到達目標：契約の分野の基本的な法規範（条文・基本判例）を体系的に理解し、これらを典型的な紛争事例に適用し、適切な解決ができるようになること。さらに、発展的な紛争事例を適切に解決するために必要な理論的かつ実践的な応用力（分析力・思考力・判断力等）の基本的な仕組みを理解し、やや発展的な紛争事例に基本的な法規範を応用して適用し、一応の適切な解決ができるようになること。

〔授業の仕方〕

各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示している（上記の到達目標の他、例えば、シラバスの第4回授業の概要において「弁済の提供や他の債権消滅原因等に関する基本概念や法規範を体系的に理解させ、具体的な事例に適用できるようにするとともに、受領遅滞等についてやや応用的な問題も検討する。内田民法Ⅲ p 88～108」と記載しているように、各回の授業で達成すべき目標をシラバスで事前に明示している。）。

各回の双方向授業において学生の理解度をチェックしながら授業を進めているし、途中でレポート課題を課し、そこでも理解度をチェックして授業を進めている。

映像は利用していないが、毎回、体系的理解に役立つレジュメを配布するなど、わかりやすい工夫をしている。また、ソクラテスメソッドにより、学生の法的思考力を鍛える機会を設けている。

〔履修指導〕

各回の授業の約1週間前に体系的理解に資するレジュメを配布するなどして適切な予習指示をしている。

また、提出されたレポートには添削等をして返却し、復習の指針を示すようにしている。

さらに、授業が終わった分野の短答式問題を出題し、理解度を各自で確認しながら復習するよう指示している。

所有権法

〔教育内容〕

授業内容は事前に予習対象として提示された判例の分析が中心である。実際に起きた事件をもとに法解釈を具体的事案をもとに考え、法的センスを身につけることを目的としている。

授業では単に判例の意味を解き明かすだけでなく、原告や被告が裁判でどのような主張を行い、それに対して裁判所がどのように答えたかという点を意識してもらうことに重点を置いている。というのも、最高裁判例というのは、単に裁判所の思うところを述べたというのではなく、高裁の考え方に対応する

もの、上告代理人の意見に対応するもの、場合によっては当事者の意見とは別に高次元におかえる社会経済のあり方についての裁判所の考えが反映されているものなど様々なものがあるからである。この点を意識して判例を読まないとその言わんとしていることが理解できないと考えるからである。

この様な観点から授業では各代理人が主張をしたと考えられるか、高裁の考えはどのようなものであったかという質問を多数行い多角的に判例の意図するところを理解できるように努めている。

〔授業の仕方〕

授業の進行は、PDFで事件の概要を示すことにより共通の理解が図れる様にしていく。また、学生には少なくとも2回の授業に1度の割合で質問しております。予習も大事だ、教員との問答をとおして更に深く考えるスキルを身につけてもらうことを目指している。

〔履修指導〕

対象となる判例については事前に主たる質問事項を告知している。これは、判例を読む際のポイントを意識してもらうことを目的としている。

担保法

〔教育内容〕

授業内容は事前に予習対象として提示された判例の分析が中心である。実際に起きた事件をもとに法解釈を具体的事案をもとに考え、法的センスを身につけることを目的としている。

授業では単に判例の意味を解き明かすだけでなく、原告や被告が裁判でどのような主張を行い、それに対して裁判所がどのように答えたかという点を意識してもらうことに重点を置いている。というのも、最高裁判例というのは、単に裁判所の思うところを述べたというものではなく、高裁の考え方に対応するもの、上告代理人の意見に対応するもの、場合によっては当事者の意見とは別に高次元におかえる社会経済のあり方についての裁判所の考えが反映されているものなど様々なものがあるからである。この点を意識して判例を読まないとその言わんとしていることが理解できないと考えるからである。

この様な観点から授業では各代理人が主張をしたと考えられるか、高裁の考えはどのようなものであったかという質問を多数行い多角的に判例の意図するところを理解できるように努めている。

〔授業の仕方〕

担保法は実務に対する理解がないと難しい面があることから、教員が実際に扱った事例などを示すことにより理解が深まるように気をつけている。

授業の進行は、PDFで事件の概要を示すことにより共通の理解が図れる様

にしている。また、学生には少なくとも2回の授業に1度の割合で質問している。予習も大事だが、教員との問答をとおして更に深く考えるスキルを身につけてもらうことを目指している。

〔履修指導〕

授業の復習のために事後的に判例を教材とした問題文を交付し検討させている。また、法定地上権など場合分けが複雑なものについては事例パターン集を交付して復習に役立ててもらっている。

不法行為法

〔教育の内容〕

判例を中心に授業を進め、判例を理解させることを第一義としている。判例に対する学説の対応（特に批判）にも簡潔に触れるように努め、多角的な視点からの検討を心がけている。担当教員自身が司法試験の勉強をしていた際によく分からなかったところを中心に丁寧な授業を行っている。

〔授業の仕方〕

教科書を理解させるため、毎回、事前に詳細なレジュメを配付している（16回で合計200ページ程度になる）。これは、筆記の労を省き、授業のときは「聴いて、考える」ことに集中してほしいからである。レジュメは教科書の要約的なではなく、教科書に記述されていない情報（最近の判例を含む）を提供し、分かりにくい記述を丁寧に説明し、また判例・（伝統的）通説の立場からの説明などを内容とするものである。

授業は未修者を対象とする1年前期配当科目であることを考慮し、レクチャー方式を基本としている（修了生の意見を聞いても、そのほうが理解しやすかったということである）。適宜、質問方式も取り入れているが、ソクラテスメソッドというようなものではない。

毎回の授業では冒頭5～10分程度を割いて、前回の授業の要点を復習し、記憶の定着を図っている。

中間試験は実施しないが、授業の3分の2程度が終わった時点で、簡単な小テスト（○×式30問）を実施している。その他に、基本判例（富喜丸事件）を読み、そこから準則を抽出させるレポートを課している。

〔履修指導〕

予習の支持は事前のレジュメにより適切に行っている。小テスト後には簡単な解説を付した正解表をTKCで公表している。期末試験後には、問題の解説、講評をTKCで公表している。各人の採点表（配点表）を添付して答案を返却している。

家族法

〔教育の内容〕

本講義は、二宮周平・家族法（第3版）および家族法判例百選（第7版）をテキストとし、判例にも目を配りながら、家族法の基本を理解させることに主眼を置いた。このテキストが法曹教育としてふさわしい内容かと問われれば、他の基本書と同様、法曹教育というよりも、その前段階としての基礎の理解を与えるものというべきである。

もともと、そうはいつでも法科大学院が研究者養成ではなく法曹養成を目的としていることは十分認識しており、理論的な問題についても、その問題についてはたして法曹としてどの程度の深さの理解が必要であるかということは常に意識しながら授業を行っている。

〔授業の仕方〕

授業は、毎回の授業の1週間前にTKCで授業範囲を示し、議論するテーマと関連する判例を指示し、学生が問題意識をしっかりと持って予習できるようにした。また、各単元の終了時に小テストを行って理解度をチェックした。

授業は、基本事項の確認をしたうえで、重要論点については、学生に議論する機会を与えて、議論の仕方および理解を深めるように努めた。その際、学生の間で意見が対立する場合には、教員が間に入って論点を整理する役割を担い、学生の理解の深化に努めた。

〔履修指導〕

毎回の授業の1週間前にTKCで授業範囲を示し、議論するテーマと関連する判例を指示した。授業で扱う範囲を明確に指示したので、当日、どのような事柄について議論するのかを学生はしっかり把握できたと思う。

民法演習 I

〔教育内容〕

破棄判例集を教材として最高裁で破棄された判例の事案及び最高裁の論理について検討している。

基本的な視点は所有権法、担保法と変わらない。原告や被告が裁判でどのような主張を行い、それに対して裁判所がどのように答えたかという点を意識してもらうことに重点を置いている。というのも、最高裁判例というのは、単に裁判所の思うところを述べたというものではなく、高裁の考え方に対応するもの、上告代理人の意見に対応するもの、場合によっては当事者の意見とは別に高次元における社会経済のあり方についての裁判所の考えが反映されているものなど様々なものがあるからである。この点を意識して判例を読まないとその

の言わんとしていることが理解できないと考えるからである。

但し、民法演習Ⅰではすでに民法全体についての一応の理解ができているという前提の下に第1審、原審及び最高裁の各事実認定及び判旨に目をとおした上でより具体的に考えてもらうことを意識している。このような訓練を積むことにより法的考え方や論理が身につくことを意識している。

〔授業の仕方〕

2つの破棄判例をそれぞれ学生に説明してもらいながら検討していく形式をとった。実際には、破棄判例以外にも参考判例にも目を通す必要があったのでかなりの分量の判例を検討していることになる。また、授業の進行にあたっては教員が作成したPDFで事件の概要を示しながら進めた。会話だけだと回答者以外の学生がついていけなくなることもあるため、図示することによる共通の理解を目指したものである。

〔履修指導〕

判例検討にあたっては検討問題が容易されていた関係上、学生には検討問題を指揮して判例を読むように指導している。

民法演習Ⅱ

〔教育内容〕

民法総合・事例演習を教材として各回2問について事前に答案を提出してもらった上で検討する方式をとっている。民法演習はⅠとⅡの両方を担当していた関係上、1年をとおして、民法全体を2度にわたり全体を見通してもらうことを意識してスケジュールを組んでいる。民法演習Ⅰでは、判例のさらなる検討を意識し、民法演習Ⅱでは民法が現実の場でどのような形でもちいられるのか、具体的事案を検討することにより実務的な能力を身につけてもらうことを目的とし、演習ⅠとⅡを通じて多角的、複合的に民法を身につけてもらうことを意識している。

特に民法演習Ⅱでは、事前に答案を書くことにより、問題点を深く意識して授業に望む効果が生じ、授業での議論も深まるという相乗効果を目的としている。各学生とも事前に答案を書いているだけに的外れな答えは少なく効果は実感できた。

〔授業の仕方〕

授業では各回5名分の答案は氏名を匿名にした上でオープンにして授業でコメントしている。提出する学生にはワードで答案を作成させている。

授業では、まず関連判例について検討をした上で、教材について検討している。

〔履修指導〕

90分間に2問と少しハイペースですが答案を書くことが予習であり、授業を踏まえて再度判例や事案について検討することにより、更に理解を深めることを意識するように伝えている。なお、毎回全員の答案を採点するのは困難であったことから、答案提出者の答案についてはできる限り授業でコメントを加えた。

民事訴訟法 I

〔教育の内容〕－基礎学力の構築と実務的視点の導入

未修1年次後期科目であることから、学説や判例の詳細（これは民訴法Ⅱで扱う）には立ち入らず、基本概念や制度の理解に徹底的に重点をおき、手続全体を早期に把握すべく15回で完結することをフレームとして設定した。日ごろの各自の学習の成果を確認する趣旨で授業を設定し、教員はコンダクターとして適切に学生を誘導することに専心する。また、法律基本科目としての民訴法は、実務を意識したものでもあるべきとの考えから、訴状・答弁書の記載事項を学ぶ際に訴訟記録を併用し、訴訟記録の編成と民訴法理論・法令との関係を検討したり、争点整理における着眼点などを検討する授業回を設け、さらに手続解説ビデオを視聴しながら解説を加えるなどの工夫をした。

〔授業の仕方〕

上記の授業学に従い、各回の学習テーマを明確にした上で、基本概念の理解を自らチェックするための設問（Self-Check）とそれを理解しているかどうかを確認するための設例問題（Next Door）とを設けた教材を作成した。これにより、各自に教科書の理解度を確認させながら主体的に学習するよう指導した。この点、学生が日ごろの学習（予習）に際してつまづいたところ、教材について疑問に思ったところを授業前日午前10時までにメールにて質問することを義務づけた。教員はこれを踏まえて、質問が集中している問題を認識し、その点に解説時間を優先的に配分するなどの対応をし、必要に応じて授業内容を組み直して対応した。これらによって、個々の学生の理解度・進捗度を知り、授業に反映させ、他方では、メールに対しては全員に対して返信・回答を行っており、これによって細かなケアができたものと考えている。この場合、単に回答するのではなく、参考文献の紹介、授業までに検討するためのポイントやヒントを与えるなどして、より一層学習効果を高める努力をした。授業では、学生が主体的に思考できるように負荷をかける必要があるため、徹底的な対話型となるように心がけた。ブツ切りの単語による回答を許さず、論理的に説明できない場合には何度でも言い直させた。さらに、文書作成を通じてその修得度を測定することも2回行い、いずれも採点・添削して返却し、優秀起案や解説を配付して補充した。さらに期末試験も教育方法の一環であるため、到達目標を

明確に意識して出題し、関係資料（出題趣旨、採点基準）は、考查実施後直ちにTKCで学生に開示した。

〔履修指導〕

シラバスのほかに、「履修ガイド」と称する文書を作成・配布して、この科目の到達目標、そのための具体的方法、評価方法・基準についてあらかじめ周知徹底するとともに、上記のメールリクエストの返信に際して、各人の個性や理解度に応じてきめ細やかに指導をするよう努めた。その結果は、学生の授業評価アンケートにも十分に現れているところである。

民事訴訟法Ⅱ

〔教育の内容〕

法曹教育として相応しい内容を、少人数教育のよさを最大限に活用すべく工夫を凝らした授業デザインを採用して実施したもので、今回はじめての担当ではあったものの、所期の目的を達していると考えている。

民訴法Ⅱを「民訴法Ⅰ」の展開段階に位置づけ、「基本事項の更なる徹底」と「判例と学説との関係性」を理解しながら議論のあり方について複眼的思考と論理的展開力の育成を目指すものである。これは法曹にとって必須の能力を涵養する教育であることは言うまでもない。

〔授業の仕方〕

授業では、教材である「ケースブック民事訴訟法」（弘文堂）のテーマを扱うに際し、毎回の授業冒頭において、当該テーマに関する基本事項の簡単な記述式問題（チェックテスト）を与え、予習の成果を確認させるとともに授業の導入に利用した。授業では教材の設問を手がかりとしながら、場合によっては更にそこから展開させながら学生との対話で理解を引き出すとともに、学説が存在しない領域であっても、制度趣旨や判例の論理を伸ばしたとき、あるいは当該制度が存在しないと仮定した場合にはどのような事態が生じるのか、それをいかに解決するのか などについても展開するなどして授業を実施した。このようなチェックテストと授業対話を通じて、必要最小限の知識と理解を磨きながら、論理的展開を試みる思考領域にいざなう努力をした。学生には、基本知識の重要性とそれに基礎をおいた思考力の重要性を体感させることができたと考えている。

チェックテストについては、添削・採点したものを遅くとも翌々日には pdf ファイルに加工して学生に返却するとともに、得点分布や採点講評をTKC（法科大学院支援）システムを利用して告知し、学生の弱点補強に資するよう配慮した。これらの合計点の50%は成績評価に影響することをあらかじめ告知しており、学生には、10回終了時での中間得点状況と15回終了時での最終得点とを

告知した上で期末試験を実施することによって、成績評価の透明化を図っている。期末試験についても、試験期間後直ちに講評・解説の授業を実施して採点の透明化と夏休みにおける自修の指針を与えるように配慮した。期末試験答案についても、上記講評・解説授業の前までに、pdf ファイルに加工して各学生に返却している。

〔履修指導〕

学生に対しては、シラバスのほかに、授業の目的と方法、チェックテストの意義、予習方法の具体的指示などを記載した「履修ガイド」を作成・配付し、学生の学修を支援するよう努めた上、授業でも折に触れて法律家としての学習姿勢についてコメントするように配慮した。本授業の目的、方法等について学生に十分に伝えられていることは、授業評価アンケートの記載にも現れているところである。

民事訴訟法演習

〔教育の内容〕

テキストは法科大学院向けの演習書として定評がある三木浩一＝山本和彦編・ロースクール民事訴訟法（第3版）を使用した。本書は、具体的な事例から法律上の問題点を抽出する能力を養うこと、学生が自らの頭で悩みかつ考えることができること、法律的な思考方法を身に付けさせる授業に役立つ素材を提供すること、判例や通説を正確に理解させると同時にそれらに対する批判的な態度もあわせて涵養することを目的としており、まさに法曹教育としてふさわしい内容である。本演習はこれらの本書の目的に沿って行っており、それゆえ法曹教育としてふさわしい内容であったと考えている。

〔授業の仕方〕

テキストは現実の事件に近い長文の事例を提示し、その後、大問と小問からなる設問が続くという構成になっており、学生が予習をする際に、まず大問を見て事例の中に潜む法律上の問題点を大きく把握し、それから小問を順番に考えていくことで、論点ごとの詳細な考察をさせるようになっており、また小問も、一般的な問題から個別的問題へと、思考の論理的な順序に沿って並べられている。このように大問が置かれていることにより、各回の授業で達成すべき目標は事前に明確に示されている。

しかし、ミニテストは行っていない。テキストには学生が設問に対する自分なりの解答を考えるに当たって必要な判例や論文が資料として掲載されているが、それを読めば容易に解答が書けるということではなく、資料には考えるヒントが含まれているのみであるので、学生は解答を作成するのに多大な時間を必要とす

る。そのため、毎回、授業の予習に追われ、ミニテストをする余裕はないのが実情である。また、映像等の利用も必要とは思われないので、利用していない。

双方向・多方向の議論については、次の〔履修指導〕でのべる。

〔履修指導〕

学生はテキストに掲載されている資料の他、教師の指示する文献の該当箇所を読んで、それも参考にすることが求められている。教師の指示する文献の該当箇所は、副テキストとして指定した高橋宏志・重点講義民事訴訟法（上）（下）から主として選択した。

授業のやり方は以下の通りである。学生はこれらの資料や文献を参考にして、各自が自分の頭で悩み考えて解答を作成し、それを授業の前日に教師にメールで提出する。教師はその中から2つ、3つの解答を選び、当日の朝9時頃までに匿名でTKCに掲載する。学生は、これらの解答をそれぞれで事前に検討しておく。授業では、これらの解答の内容について、学生と教師が批判したり、弁護するという形で議論を行う。議論は大きな問題にも細かい問題にも及ぶ。

この方法は、演習でよく見られる、報告者を立てて、報告者の報告に基づいて議論するという方法を修正したものであり、事前にいわば報告内容を各自が検討しておくことができるというメリットと、匿名であるために忌憚のない批判ができるというメリットがあると考えている。

学生の陥りやすい誤解や不正確な理解などは共通していることが多く、それゆえ本授業では学生全員の解答について添削して返却することはしていないが、このように2つか3つの解答を選んで詳細に検討するということにより、学生各自は自分の解答の問題点も認識することができる。

商法 I（会社法）

〔教育の内容〕

平成21年度後学期「商法 I（会社法）」（2単位）は、法学未修者を含む1年生を対象に、会社法に関する基礎的・体系的知識を修得させることを目的としたものである。教科書として神田秀樹・会社法〔第11版〕（弘文堂）、副読本として江頭憲治郎ほか編・会社法判例百選（別冊ジュリスト180号、有斐閣）を使用し、平成17年改正前商法との相違点に留意するとともに判例等の法的紛争の具体例に言及しながら、新会社法における制度の仕組みとその基本的理念・目的を理解させることに主眼を置いた。本科目は理論系科目であるため、法科大学院教育（法曹養成教育）に特有の授業があるとは考えていないが、会社実務（ビジネス・プランニングのあり方）の視点も加味するなどの方法により企業法務への関心を喚起するように心がける必要がある。

〔授業の仕方〕

自作の講義案に沿って講ずるオーソドックスなレクチャー中心の授業である。もともと、判例等を素材に作成した簡易な具体的事例を提示し、そこに含まれている法的問題点の抽出と検討を問答式（双方向・多方向）で行う形式も適宜併用することにより、学生の考える力の涵養に努めた。各回の授業内容と予習すべき教科書の範囲および重要判例を1週間前（前回の授業の最後）に予告することにしたが、指示の内容が不明確な場合や予習と授業との接続が円滑でない場合が多々あった。また、2単位（15回）の限られた授業時間のなかで大部にわたる会社法を教授することの困難さ等から、自学自習に委ねざるを得ない部分がかなり残る結果となり、学生からの批判も多かった（平成22年度入学者から会社法は4単位化され、この問題は解消するものと思われる）。

〔履修指導〕

予習内容の指示が必ずしも適切でなかったことについては前述した。授業の最後または次回の授業の冒頭に学生に対して授業内容に関する質問を行うとともに、○×式の小テストを1回実施したものの、学生の理解度の確認にはあまりに不十分であり、レポートの活用の可能性も含め改善の必要がある。履修指導のためにオフィスアワーも積極的に利用すべきである。

商法Ⅱ（商行為法・手形法小切手法）

〔教育の内容〕

平成22年度前学期「商法Ⅱ（商行為法・手形法小切手法）」（2単位）は、商行為法および手形法小切手法を初めて学ぶ学生を含む2年生を対象に、その基礎的・体系的知識を修得させることを目的としたものである。教科書として、弥永真生・リーガルマインド商法総則・商行為法〔第2版〕（有斐閣）、同・リーガルマインド手形法・小切手法〔第2版補訂2版〕（有斐閣）を使用し、企業取引の実際に留意するとともに判例等の法的紛争の具体例に言及しながら、商行為法および手形法小切手法における基本問題について講じた。本科目は理論系科目であるため、法科大学院教育（法曹養成教育）に特有の授業があるとは考えていないが、会社実務（ビジネス・プランニングのあり方）の視点も加味するなどの方法により企業法務への関心を喚起するように心がける必要がある。

〔授業の仕方〕

自作の講義案に沿って講ずるオーソドックスなレクチャー中心の授業である。もともと、判例等を素材に作成した簡易な具体的事例を提示し、そこに含まれている法的問題点の抽出と検討を問答式（双方向・多方向）で行う形式も適宜併用することにより、学生の考える力の涵養に努めた。授業の1週間前までに、①事例（授業内容）、②要点、③関係条文、④キーワード、⑤必ず予習すべき文献・判例、⑥参考資料（さらに理解を深めるために学習するのが望ましい文献

等)を記載した各回のシラバス(詳細版)を配布し予習の便宜を図ることにしたが、予習と授業との接続が必ずしも円滑でない場合が多々あった。2単位(15回)の限られた授業時間のなかで、学生との質疑応答の時間を確保しながら、いかに効率的に授業を進めていくかが今後の課題である。

〔履修指導〕

授業の最後または次回の授業の冒頭に学生に対して授業内容に関する質問を行うとともに、学期中に○×式の小テストを2回実施したものの、学生の理解度の確認には不十分であり、レポートの活用の可能性も含め改善の必要がある。履修指導のためにオフィスアワーも積極的に利用すべきである。

商法演習

〔教育の内容〕

平成21年度後学期「商法演習」(2単位)は、教員2名による共同担当科目であり、2年生を2クラスに分け、それぞれ7回ずつ授業を担当した。会社法を対象とする7回の授業では、会社法に関する応用的・実地的な問題発見・解決能力を涵養することを目的に、前田雅弘ほか・会社法事例演習教材(有斐閣)所収の事例問題を演習形式(双方向・多方向)で検討した。本科目は理論系科目であるため、法科大学院教育(法曹養成教育)に特有の授業があるとは考えていないが、会社実務(紛争予防の視点に基づくビジネス・プランニングのあり方)を意識させるなどの方法により企業法務への関心を喚起するように心がける必要がある。

〔授業の仕方〕

指定した事例問題(1週間前までに予告した)についてすべての学生が解答を用意してきていることを前提に、とくに報告者を定めることはせず、私の主導のもとに自由に議論してもらった。このような授業方法は、学生の考える力や具体的事例に対応する能力を高めるうえで有意義であったと思われるが、各回の授業で達成すべき目標の明確化が今後の課題である。また、時間をかけてじっくり議論することを重視したため1回に1件の事例問題を検討するにとどまったことから、学生からは幅広い分野の学習を望む声も少なくなかった。

〔履修指導〕

積極的に議論に参加し質問等を行う学生に対しては丁寧な履修指導を行ってきたと自負しているが、そうでない学生に対してどのように対応するかは問題である。演習科目ではあるが、学生の理解度を確認するための小テストまたはレポートを課す必要があるのかもしれない。オフィスアワーも有効に活用すべきである。なお、本科目の閉講後も学生有志と会社法の事例問題を検討する自主ゼミを継続的に行っている(すでに13回実施した)。学生に能動的に学習し

ようという意欲をもたせることが肝要である。

民事法総合演習 I

〔教育の内容〕

法曹の事件処理のプロセス（弁護士であれば依頼者からの指示の確認と指示に含まれた法的問題の発見、法的問題についての調査、調査に基づく推論とその表現・伝達）と本授業における法的問題解決のプロセス（「キキタイコト」の確認・発見、「キキタイコト」に応えるための基本的知識の確認、基本的知識に基づく推論とその表現）が類似していることを意識しながら、後者のプロセスを可視化し、学生がイメージをもつことができることを念頭に授業を行った。その目標は正しかったと思うが、達成度については、進級制度を採用して居ないこととの関係で、基本的知識の欠如等により授業についてこれていなかった学生が依然として見られる。

〔授業の仕方〕

（１）各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示しているか

〔授業の内容〕で記載した目標を具体的に実現するものとして、各回の演習問題をとりあげてを念頭においた。

（２）ミニテスト等で理解度をチェックしながら進めているか

科目の性質上、ミニテストは実施していないが、各授業回の問題を事前に掲示し、これについてのサマリー（解答）を作成させながら授業を勧めた。

（３）映像等を利用しわかりやすい工夫をしているか

多くの授業回で、パワーポイントのスライド等を活用したり、学生の作成したサマリーをプロジェクターに表示するなどした。

（４）双方向・多方向の議論をする等で考える機会を設けているか

各授業回において、演習問題について双方向・多方向の議論を行っている。授業回によっては、学生の提出したサマリーから２つを選び、これについての間違った記述を徹底的に指摘することにより、学生が問題点をよりよく理解できるように工夫している。

〔履修指導〕

（１）予習の指示内容の適切さ

問題を事前に掲示してはいたが、解答方法や解答に要する時間の目安を表示していなかったため、指示内容としては不十分であった。

（２）レポートの活用、添削等について

学生が自分で自分を振り返る能力をつけられるようにというコンセプトのもとに、自分で振り返りコメントを提出した学生についてのみ添削するという方式を採用した。利用した学生は特定されており、その趣旨が上手く伝わ

っていなかったかもしれない。

民事法総合演習Ⅱ

〔教育の内容〕

法曹の事件処理のプロセス（弁護士であれば依頼者からの指示の確認と指示に含まれた法的問題の発見、法的問題についての調査、調査に基づく推論とその表現・伝達）と本授業における法的問題解決のプロセス（「キキタイコト」の確認・発見、「キキタイコト」に答えるための基本的知識の確認、基本的知識に基づく推論とその表現）が類似していることを意識しながら、後者のプロセスを可視化し、学生がイメージをもつことができることを念頭に授業を行った。その目標は正しかったと思うが、達成度については、進級制度を採用して居ないこととの関係で、基本的知識の欠如等により授業についてこれていなかった学生が多数出てしまったことは否定できない。

〔授業の仕方〕

(1) 各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示しているか

〔授業の内容〕で記載した目標を具体的に実現するものとして、各回の演習問題を取りあげておくことを念頭においた。

(2) ミニテスト等で理解度をチェックしながら進めているか

科目の性質上、ミニテストは実施していないが、各授業回の問題を事前に掲示し、これについてのサマリー（解答）を作成させながら授業を勧めた。

(3) 映像等を利用しわかりやすい工夫をしているか

多くの授業回で、パワーポイントのスライド等を活用したり、学生の作成したサマリーをプロジェクターに表示するなどした。

(4) 双方向・多方向の議論をする等で考える機会を設けているか

各授業回において、演習問題について双方向・多方向の議論を行っている。授業回によっては、学生の提出したサマリーから2つを選び、これについての間違った記述を徹底的に指摘することにより、学生が問題点をよりよく理解できるように工夫している。

〔履修指導〕

(1) 予習の指示内容の適切さ

問題を事前に掲示してはいたが、解答方法や解答に要する時間の目安を表示していなかったため、指示内容としては不十分であった。

(2) レポートの活用、添削等について

学生が自分で自分を振り返る能力をつけられるようにというコンセプトのもとに、自分で振り返りコメントを提出した学生についてのみ添削するという方式を採用した。利用した学生は特定されており、その趣旨が上手く伝わ

っていなかったかもしれない。

(2) 以上の各科目担当者の自己評価について取りまとめると、以下の通りである。

〔教育内容〕

演習科目はいずれも判例や事例問題を対象にして応用力や事例分析力を養う授業を行っているが、講義科目については基本書中心の授業もあれば判例中心の授業もある。また、自作のテキストを使用している授業もある。実務家教員が担当する科目ではかなり実務を意識した授業が行われている。なお、教育効果を考えて「刑法総論」と「刑法各論」を分けずに同時並行的に取り扱うという試みもなされている。

研究者教員の場合、実務に疎いところがあることは否めないが、自己評価の文章からして、研究者教員も含め、いずれの担当教員も法曹養成教育としてふさわしい授業とは何かを考え、そのような授業を行うべく努力しているように思われる。

〔授業の仕方〕

演習科目においては双方向、多方向の授業がなされているのはいうまでもないが、講義科目においても双方向の要素が取り入れられている。しかし、その程度は担当教員の考えにより、科目間でかなり開きがあり、双方向の授業の有効性を強調する教員もいれば、いわゆる講義形式の有効性を説く教員もいる。また、その中で揺れている教員もいる。

講義科目のほとんどすべての科目がレジュメを用いている。中には、授業において学生の筆記の労を省き、学生に「聴いて、考える」ことに集中させるために、かなり詳細なレジュメを配布している科目もある。その一方、レジュメに頼らずに基本書が読めるようになることを期待して、レジュメの配布を遅らせている科目もある。レジュメには質問事項も記載しているものが多い。

レポート課題を課したり、ミニテストを行うことにより学生の理解度をチェックしながら授業を進めている科目が多い。中には、予習をしていて疑問に思ったことを事前にメールで質問することを学生に義務づけ、教員はこれにより質問が集中している問題を認識し、授業ではその問題の解説に、より時間を当てるといった方法を採用している科目もある。

演習科目では授業における議論を準備させるために毎回、サマリーや解答を事前に提出させている科目が多い。中には、事前には要点メモを、事後に解答を提出させている科目もある。また、学生の提出した解答から2つを選んで匿名で授業前に公表し、授業ではこの解答の詳細な検討を通じて、多くの学生が陥りやすい誤解や不正確な理解に気づかせ、テキストにある設問のテーマにつ

いて正確な理解に達することができるようにしている科目もある。

パワーポイントを利用している科目、ビデオを視聴しながら解説を加える授業回をもった科目もある。

〔履修指導〕

予習の支持はレジュメで行っている。予習だけでなく復習も重要であるとして、復習のための教材を作成・配布している科目もある。

レポートやサマリーは、それを添削して返却している科目が多いが、学生が自分で自分を振り返る能力をつけられるようにするために、自分で振り返りコメントを提出した学生についてのみ添削して返却するという方式を採っている科目もある。

(3)

FD は直接は第4分野の対象であり本分野の対象ではないが、本分野とも関連するのでここでふれる。

研究科全体の授業内容を改善していくためには、まずは互いに他の科目がどのような授業を行っているかを知ることが必要であることから、主として専任教員が担当している科目についてであるが、FD で各科目についてあらためて授業内容や授業の方法について詳細に報告し合い、また、その際に他の科目と重複しないことの確認や、扱うべきなのにいずれの科目でも扱わない事項はないかの確認を行った¹²。もっとも、公法系は新しい立法などについて憲法と行政法のいずれで扱うべきかが常に問題になることから、かねてより毎学期、科目間の調整を行ってきた。

FD では、特に各科目群の総まとめともいえる3年次の総合演習について専任教員が授業参観を行うことが必要であるとして、今回は公法総合演習につき授業参観を行った¹³。

また、FD 委員会により、専任教員を対象に今回の連続FD に関するアンケートが行われた¹⁴。

学生による授業評価アンケートにつき、従来はアンケートの結果は担当教員のほかは研究科長のみが知ることができるにすぎなかったが、現在ではアンケートの結果は記述欄も含めてすべてを教員全員と学生に公表し、さらに授業評価アンケートの結果についての担当教員のコメントも公表している¹⁵。

・

(4)

¹² 別紙5資料6「FDの記録」「資料5」参照。

¹³ 別紙5資料6「FDの記録」13頁参照。

¹⁴ 別紙5資料6「FDの記録」「資料8」参照。

¹⁵ 別紙5資料6「FDの記録」「資料3」、「資料6」。

以上のほか、2009年度前期より担当教員の変更も行った¹⁶。このように研究科として授業の改善に向けて努力している。適切な授業が授業全体のどの程度まで浸透しているかについては、本研究科はいまのところ各授業科目について研究科として評価するという状況までには至っていないため述べることはできないが、授業は改善されつつあると考えている。

2. 自己評定

C

3. 改善計画

FDをさらに展開して授業の質的向上を図るとともに、各授業科目について研究科として評価することについて検討する必要がある。

¹⁶ 別紙5資料2「法務研究科便覧」の各年度の「授業科目の内容等」の「担当者名」参照。

6-2-1 理論と実務の架橋

(評価基準) 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 現状

(1) 「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」とは、法学それ自体でも、また実務それ自体でもなく、社会の中で実際に機能する「生きた法」を理解させ、これを用いて実際の紛争を解決ないし予防できる力を養成する授業であると考えている。その理由は次のとおりである。

まず、法科大学院は法曹養成に特化した教育機関であるから、理論教育を行うにあたっては、法学それ自体を教えるのではなく、常に実際の紛争を念頭におき、その解決ないし予防に用いるという実践的な観点から理論教育を行う必要不可欠であるからである。

また、日々発展する生きた法を理解させるという観点から、実務教育を行うにあたっては、現行実務を教えるだけでなく、これを批判的に検討し、新しい実務へと発展させることができるよう、実務がどのような理論に支えられているのかについても理解させる必要がある。

さらに、3年間の限られたカリキュラムの中で、「生きた法」を理解させ、使えるようにさせるためには、各教員が各担当科目で理論と実務の架橋を目指した授業を行うだけでなく、関連する他の科目との有機的連携を常に意識した授業を行うことも必要であり、例えば、法律基本科目の授業でも、実務基礎科目との連携を念頭においた授業を行う必要があるし、実務基礎科目の授業でも、法律基本科目での教育効果を深化させることを意識した授業を行う必要がある。

(2) すべての科目で理論と実務の架橋を目指した授業が行われているといえるが、特徴的な例をあげると次のとおりである。

まず、カリキュラム構成では、1年次前期に「法情報調査・法文書作成」という必修の実務基礎科目を置き、1年次前期の段階から実務を意識しながら、法律基本科目を学習できるようにしている。また、1年次から2年次にかけての法律基本科目において、実務を意識しつつも基礎的な理論教育を中心とした教育を行い、これをベースに、2年次から3年次にかけての演習科目や実務基礎科目において、徐々に応用的な実務教育に重点をおいた教育がなされるようなカリキュラム編成となっている¹⁷。特に、実務基礎科目・臨床科目は、理論的知識を定着させ、深化させる重要な科目として位置付け、設立当初から11単位の修得を修了要件としている¹⁸。

次に、担当教員について、実務家教員が法律基本科目を担当したり、研究者

¹⁷ 以上につき、別紙5資料1「法務研究科パンフレット(2009)」4頁参照。

¹⁸ 別紙5資料2「法務研究科便覧(2010)」44頁「別表(第3条関係)」参照。

教員が実務基礎科目を担当するなどして理論と実務の架橋の充実に努めている。すなわち、1年次の民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の法律基本科目を当該分野につき教育等の業績のある実務家教員が担当し、実務基礎科目との連携も強く意識し、常に実際の紛争解決を念頭おいた基礎的な理論教育が行い、「生きた法」を教える授業を実践しており、学生の評価も高い。他方、クリニックやエクスターンシップという実務基礎科目を研究者教員も担当するよう改善を図り、当該授業における理論的な視点での検討の充実に努められ、研究者教員が実務に触れる貴重な機会ともなっている。また、民事法総合演習、米軍基地法、中小企業法務及びクリニック等の科目では、研究者教員と実務家教員が共同で授業を担当し、理論と実務を架橋する授業が行われている¹⁹。

さらに、「6-1-2 授業の実施」でのべたFDにおいても、理論と実務の架橋という観点から法律基本科目と実務基礎科目の関係についても議論された。

2. 点検・評価

(1) 法科大学院における授業は、理論教育に比重をおくか実務教育に比重をおくか相対的な差はあるにしても、すべての授業が理論と実務の架橋を目指したものでなければならないし、さらに、限られた3年間のカリキュラムの中で教育効果を最大限高めるためには、関連する授業が相互に有機的に連携し、適切な役割分担のもとで実施されることが必要である。

かかる観点からすれば、民事訴訟法をはじめとして、民法や刑事訴訟法などの法律基本科目（必修）を、教育能力の高い実務家教員が担当することによって、常に実際の紛争解決ないし実務を念頭においた基礎的な理論教育が実施できているし、かつ、関連する実務基礎科目との有機的連携を意識した授業が実施できており、学生からの授業評価も高く、一定の成果を上げていると評価できる。

(2) これに対し、研究者教員の場合、実務に触れる機会が乏しいと、実務を意識した効果的な理論教育が実現できないおそれがあるし、また、実務基礎科目の内容を理解していないと、実務基礎科目との連携を意識した法律基本科目の授業ができず、十分な教育効果を上げることができないという問題がある。この点は、2008年度の認証評価において、改善を要する点として、「クリニック」への研究者教員の参加がうかがわれず、研究者教員が実務に触れる機会が設けられているとどうかがわからない、FD活動等で「理論と実務の架橋」を検討する機会も十分設けられているようにはうかがわれずと指摘されているところである。

この点については、2009年度から「クリニック」に研究者教員も参加するようになり、当該研究者教員が実務に触れる貴重な機会となっているが、まだ一部の教員にとどまっており、改善途中である。

¹⁹ 以上につき、別紙5資料2「法務研究科便覧(2010)」56頁「授業科目の内容等」の「担当者」参照。

3. 自己評定

C

4. 改善計画

研究者教員の「クリニック」等実務基礎科目への参加及び「理論と実務の架橋」を検討するFD活動を継続していくことの他、研究者教員が実務的な知見を得るための方策としては、一部の授業で実施されている研究者教員と実務家教員との協働授業を拡充したり、さらに若手弁護士を法律基本科目のTAとして採用し、研究者教員とTAが協働して授業の準備・実施等を行うことなどを計画している。

6-2-2 臨床教育

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 現状

(1) 内容

臨床科目としては、「ロイヤリング」、「クリニック」、「エクスターンシップ」、「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」が開設されており、いずれも実務基礎科目に位置付けられ、全ての科目の担当者に実務家教員が含まれているほか、「クリニック」及び「エクスターンシップ」については、民法分野の研究者教員も担当者として加わっている²⁰。

2008年度入学生までは、「ロイヤリング」(2年後期担当)、「クリニック」(3年前期担当)、及び「エクスターンシップ」(3年夏期集中)の3科目が2単位科目とされ、これらのうち1科目を選択しなければならないという選択必修制度が設けられていたが²¹、平成21年度入学生より、「ロイヤリング」(1単位)を必修とし、「クリニック」(1単位)又は「エクスターンシップ」(1単位)のうちの1科目を選択しなければならない制度に改訂した²²。この改訂は、シミュレーション科目である前者と、生の依頼者を相手方とすることがある実地科目である後二者との性格の違いに着目し、シミュレーション科目と実地科目の両方を学生に履修してもらいたいという観点に基づくものである。

また、2008年度入学生までは、「民事模擬裁判」が3年後期に担当されていたが²³、2009年度入学生より、2年後期に担当することとした²⁴。これは、2年前期で民事系の演習を除く法律基本科目の履修が一応終了すること、及び、模擬裁判を早めに履修することで、民事手続の流れに関する現実感を早めにつかんでもらうことが法律基本科目と連動して形での履修効果を高めることができる考えたからである。

(2) 履修状況等

上記のとおり、2008年度入学生までは「ロイヤリング」、「クリニック」、「エクスターンシップ」の3科目のうちいずれか1科目を選択必修とされていた。この選択必修科目の具体的な履修状況は次のとおりである。

ア ロイヤリング

- | | | |
|----------|---|-----------------|
| 2005年度後期 | — | 受講者14名、単位取得者14名 |
| 2006年度後期 | — | 受講者6名、単位取得者6名 |

²⁰ 以上につき、別紙5資料2「法務研究科便覧(2010)」56頁「授業科目の内容等」の「担当者」参照。

²¹ 別紙5資料2「法務研究科便覧(2008)」42頁「別表(第3条関係)」参照。

²² 別紙5資料2「法務研究科便覧(2010)」44頁「別表(第3条関係)」参照。

²³ 別紙5資料1「法務研究科パンフレット(2009)」4頁参照。

²⁴ 別紙5資料2「法務研究科便覧(2010)」69頁「授業科目の内容等」「民事模擬裁判」参照。

- 2007年度後期 ー 受講者12名、単位取得者12名
- 2008年度後期 ー 受講者16名、単位取得者16名
- 2009年度後期 ー 受講者12名、単位取得者12名

イ クリニック

- 2006年度前期 ー 受講者6名、単位取得者6名
- 2007年度前期 ー 受講者13名、単位取得者13名
- 2008年度前期 ー 受講者11名、単位取得者11名
- 2009年度前期 ー 受講者8名、単位取得者8名
- 2010年度前期 ー 受講者7名、単位取得者未定

ウ エクスターンシップ

- 2006年度夏期集中 ー 受講者1名、単位取得者1名
- 2007年度夏期集中 ー 受講者11名、単位取得者11名
- 2008年度夏期集中 ー 受講者5名、単位取得者5名
- 2009年度夏期集中 ー 受講者6名 単位取得者6名
- 2010年度夏期集中 ー 受講予定者6名

(3) 適法性の確保及び授業の効果向上に向けた工夫等

ア ロイヤリング

いわゆるシミュレーション科目であり（適法性は特に問題とならない）、臨床教育としての効果向上に向けた工夫として、学生が弁護士役をするロールプレイ（相談者・依頼者役は担当教員）をできるだけ多く行い、各受講生が少なくとも2回（法律相談において1回、交渉において1回）弁護士として事件処理をする場面を体験させるなどの工夫をしている。なお、2年後期の開設であり、3年前期開設の「法曹倫理」に先行するが、シミュレーションの中で問題となる法曹としての倫理感や責任感（「マインド」）に関する問題についても個別に取り上げて検討及び解説しており、「法曹倫理」への架橋も意識している。

イ クリニック

学生が生の法律相談を行うことから適法性確保が重要であり、まず、事前に必ず（「法曹倫理」の授業とは別にクリニック受講生を対象とした）守秘義務を中心とする法曹の職務についてのガイダンスを行った上、守秘義務に関する誓約書を徴収している。また、学生全員が損害賠償責任保険に加入している。実際に法律相談を実施する際には、必ず弁護士資格を有する教員も同席し、同教員が相談者にクリニックの概要を説明し承諾を得た上で相談を開始し、最終的には同教員が責任をもって回答することになっている。

臨床教育の効果を向上させるための方策として、学生にできるだけ多くの法律相談事案について検討させるために、担当教員と担当学生が行っている法律相談の様子をテレビモニターで撮影し、これを他の教員と

学生が別室で見ながら検討し、相談者への回答前に（相談を一時休止して）担当者を含めた全員で合議した上で、担当者が相談者に回答するなどの工夫をしている。さらに、研究者教員による理論的なバックアップを図るという観点から、2009年度からは民法分野の研究者教員も本科目を担当している。

ウ エクスターンシップ

学生が派遣先の法律事務所等で生の事件処理に関わることから適法性確保が重要であり、法曹倫理を履修した後の3年夏期以降に履修することとしている。また、クリニックと同様、学生全員が損害賠償責任保険に加入している。また、派遣先にも法科大学学生の特殊性（司法修習生との違い等）を前提とした適法性確保のための注意事項を伝え、適法性確保のための配慮をしてもらっている。

臨床教育の効果を向上させるための方策として、学生各自の派遣先の開拓を認め、学生が自己の関心の高い業務を扱っている場で履修できるよう配慮している。学生には派遣期間内に派遣先で法情報調査・法文書作成、法律相談への立会等の課題を与え、レポートを提出させている。

エ 民事模擬裁判・刑事模擬裁判

いわゆるシミュレーション科目であり（適法性は特に問題とならない）、臨床教育としての効果向上に向けた工夫としては、学生が民事裁判手続と刑事裁判手続の双方とも体験できるように民事・刑事とも模擬裁判を行うこととし、かつ、学生が違う立場を体験できるように法廷（合議体）を複数つくるなどして裁判官役等を体験できる機会を増やすなどしている。また、きめ細かな指導ができるように、民事事件について弁護士である担当教員と派遣裁判官が協働で指導しているのはもちろんのこと、刑事事件についても弁護士である担当教員に加え、派遣検察官及び刑事裁判官としての経験も豊富な教員にも協力してもらい、法曹三者それぞれの立場から、法曹としてのスキルとマインドの涵養並びに理論と実務の架橋を意識した指導をしている。

2. 点検・評価

（1）基本的には、臨床科目は適切に開設され、実施されているといえる。

本研究科は、臨床科目が法曹として必要な「スキル」のみならず「マインド」を養成するのに適した科目であり、かつ、法律基本科目等で学んだ知識や理論を実践する中でその理解を深化させるなど理論と実務を架橋するのに適した科目であるという共通認識から、臨床科目を重要科目として位置付け、学生に2科目以上履修させるようにしている。

また、上記現状で指摘したとおり、各科目を実施する上でも上記教育目的を達成すべく教育効果を高めるため様々な工夫をしており、実際、特に、ロイヤ

リング、クリニック及び模擬裁判については、学生の評価も高いし、担当教員としても受講生の成長が実感でき、その教育効果が上がっていることが実感できる。

(2) 改善すべき点

ア 総論的には臨床科目の目的及びその重要性を否定する教員はいないと思われるが、その具体的な実施にあたっては実務家教員任せの状態となっていたことから、臨床科目における理論と実務の架橋をより一層充実させるためべく、民法分野の研究者教員を担当者に加えたが、当該教員以外の研究者教員による臨床科目への関与は未だ積極的とはいえないので、より多くの研究者教員の臨床教育への理解と協力を求められるような努力をさらに続ける必要がある。

イ クリニックにつき、本年度は相談者の確保が特に困難なことがあった。法テラスの相談場所指定を受けることにより、昨年度までは一定の件数が確保されていたが、本年度は法テラスを通じた相談の受任がかなり少なくなってしまった。かねてから課題とされている学内法律事務所の設置も含めて、より多くの PR 活動が必要と思われる。

ウ クリニックにつき、みなし専任教員の控室を使用しているが、必ずしも相談に適した間取りにはなっていないことから、この点も、上記に述べた学内法律事務所の設置とともに、より適切な相談場所を確保できるようにすべきである。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

上記2.(2)で改善すべき点で指摘したアの研究者教員の臨床科目への関与については、学内法律事務所の立ち上げや離島での法律相談結果の分析等、研究者教員も含めた学科全体での研究プロジェクトの立ち上げといった形での改善計画が考えられることから、研究科全体で、大学にプロジェクトの支援を要請している。

上記の改善策が、クリニックにおける相談件数の確保や相談場所の改善にもつながるものと考えられる。

第9分野 成績評価・修了認定

9-1-1 厳格な成績評価基準の設定・開示

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1. 現状

(1)

本研究科における全体としての成績評価については、研究科規程において次のように規定している。

- ① 成績は、期末試験の成績、学生の授業への出席状況、授業での発言・課題への取組み等を考慮して行う。なお、授業の3分の1以上欠席した者には単位を与えない。
- ② 成績は、単位を与える水準に達した者につき、A, B, C, Dの4段階で相対評価する。単位を与える水準に達していない者はF評価とする。
- ③ 相対評価の基準は、A10～20%、B20～30%、C40～50%、D10～30%とする。
- ④ 実務基礎科目のうち、研究科委員会の定める科目の成績は、合否で評価し、当該科目はGPAの対象外とする²⁵。

上記のように、成績評価は、A, B, C, D (以上までが合格、当該科目の単位を取得)、F (不合格) の5段階評価で行う。このうち、単位を与える水準に達した者の間のABCDの評価は相対評価であるが、単位を与える水準に達しているか否かについては絶対評価が採用されている。なお、選択科目で受講者が少人数である場合には、運用において、この基準を厳格には適用せず、担当教員の裁量にある程度、委ねることを許容している。

実務基礎科目のうち、模擬裁判、クリニック、ロイヤリング、エクスターンシップについては、合否による判定がなされている。

再試験は行っていない。

以上のうち、③の「D10～30%」は2008年度の認証評価の時点では「D0～30%」となっており²⁶、その点が「教員の解釈いかんによっては、結果として相対的に緩やかな評価を許すものとなっているなど、基準の設定に改善の必要な点がある。」という指摘を受けた。この指摘を受けて、2010年2月17日研究科委員会決議により上記のように規定を改正した。

全体としての成績評価基準については、便覧の「研究科規程」やシラバス集の「履修案内」、掲示板への掲示で示している。

²⁵ 以上につき、別紙5資料2「法務研究科便覧(2010)」40頁「法務研究科規程」第9条。

²⁶ 別紙5資料2「法務研究科便覧(2008)」40頁「法務研究科規程」第9条第2項。

(2)

各科目の具体的な成績評価基準の公表については、ほとんどの科目が学生に公表している。大半はシラバスのみによって公表しているが、シラバスのほか、さらに詳細を「履修マニュアル」等で公表した例もある²⁷。公表された成績評価基準は具体的であるが、ごく少数の科目であまり具体的でないものも見られる。

2. 点検・評価

全体としての成績評価基準については、Dの評価割合を従来の「0～30%」から「D10～30%」に改正し、厳格化した。全体としての成績評価基準は研究科規程に規定されており、学生に十分に開示されている。

科目ごとの具体的な成績評価基準については、シラバス集所収のシラバスに記載されているが、わずかながらあまり具体的でないものも見られる。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

科目毎の成績評価基準について、あまり具体的でないものについては具体的なものにする必要がある。

科目毎の成績評価基準について、評価項目や配点に関し、ある程度の統一を検討している。例えば、講義科目と演習科目のそれぞれにつき、定期試験の配点を50点以上とすべきか、60点以上とすべきか等につきすでに議論を始めており、今年度中には決定する予定である。

²⁷ 別添資料1「担当教員に対するアンケートの結果」4参照。

9-1-2 成績評価の厳格な実施

(評価基準) 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1. 現状

成績評価は全体としての成績評価基準にしたがってなされており、例えば期末試験の成績のみで成績評価をした科目は存しない²⁸。

科目ごとの具体的な成績評価基準に従って成績評価を実施したかについては、アンケートの結果によると、わずかに基準から離れた科目が1科目あるが²⁹、それ以外の科目はすべて基準に従って実施している。

本研究科では成績評価については担当教員が成績分布表を提出して科目ごとに研究科委員会の承認を得ることになっており、それにより相対評価の基準に従った成績評価の実施が担保されている。とはいえ、2008年度の認証評価の時点では、専任教員の担当する科目についてやや変化が見られていたものの、本研究科の多くの科目の成績評価は甘く、その点が認証評価で指摘された。この指摘を受けて研究科委員会でこの点について議論し、成績評価を厳格にすることの必要性について専任教員の全員が自覚するようになった。その結果、2009年度前期より成績評価が全体としてかなり厳格なものとなった。また、兼任や非常勤の教員にも成績評価の厳格化について理解を求め、兼任や非常勤の教員の担当科目についても成績評価のある程度の厳格化がなされている。

定期試験の試験問題についてはFDで担当教員が報告することはあるが、研究科として把握し検討することはしていない。

2. 点検・評価

成績評価があらかじめ設定された成績評価基準に従って実施されているほか、その運用においても、2009年度前期以降は成績評価はかなり厳格なものとなった。

定期試験の試験問題が適切かについては、試験問題について研究科として把握し検討することはしていない。各担当教員の自己評価によると、ほとんどの科目につきおおむね適切であると評価している³⁰。

本研究科では、授業の3分の1以上欠席した者には単位を与えないことになっているが³¹、それとは別に、成績評価において、出席状況を考慮しているかについて、考慮している科目と考慮していない科目があるが、前者が多い³²。

28 別紙5資料9「授業シラバス集」参照。

29 別添資料1「担当教員に対するアンケートの結果」16、17参照。

30 別添資料3「定期試験問題についての自己評価」参照。

31 別紙5資料2「法務研究科便覧(2008)」40頁「法務研究科規程」第9条第1項。

32 別添資料1「担当教員に対するアンケートの結果」18参照。

出欠は名簿でとっている科目と座席表でとっている科目があるが、前者が多い³³。

3. 自己評定 合

4. 改善計画

本研究科では進級制度を採用していないが、現在では厳格な成績評価を実施しているため、実質的には進級制度があるのと同様な状況にある。すなわち、年次毎に必修科目があり、それらの科目の大半が当該年次で単位修得できなければ、実質的には進級できないのと同様になっている。当然ながら3年次前期に必修科目を単位修得できなければ、当該年度では終了できないことになる。

しかし、これについては、正面から進級制度を採用すべきであるとの意見もあり、今後、検討する必要がある。

定期試験の試験問題の出題形式の適切性については、出題形式は多くは事例問題か、事例問題と並んで短答式や1行問題が出題されているが、わずかではあるが短答式や1行問題のみが出題されているものもある³⁴。これについて、研究科として議論する必要がある。

また、定期試験を行っていない科目もあるが³⁵、それが科目の性格によるものなのかについて検討する必要がある。

さらに、FDで定期試験の試験問題の質的向上を図る取組みを行うことも検討すべきである。

³³ 別添資料1「担当教員に対するアンケートの結果」19参照。

³⁴ 別紙5資料13「定期試験問題」参照。

³⁵ 別紙5資料13「定期試験問題」収録リスト参照。

9-1-3 成績評価に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 本研究科の成績評価に対する学生からの異議申立手続は2009年12月16日の研究科委員会決議により改正され、規程の名称も「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」から「成績評価不服申立手続についての申し合わせ」³⁶に改められた。主たる改正点は、異議申立の期間が旧規程が成績表配布日から5週間以内とされていたところ、5週間では長すぎることから成績評価通知日から1週間以内に改めた点である。

現在の制度の仕組みは、次のような内容である。すなわち、個々の科目の成績評価について疑義のある学生は、まず疑義を一定の期間内に担当教員に申し出なければならず、それに対し担当教員は一定の期間内に必要な説明をしなければならない。この説明に不服のある学生は一定の期間内に所定の様式の成績評価不服申立書を事務に提出しなければならない。研究科委員会は、不服申立があった場合には、3人の専任教員により構成される審査委員会を設置する。審査委員会は審査に当たっては学生および担当教員の陳述を聴かなければならない。審査委員会は、審査の結果について報告書を作成し、研究科委員会に提出する。研究科委員会は、当該審査結果について審議し、不服の是非について審議し、その結果を成績評価決定書に取りまとめ、これを学生および担当教員に交付する。

この成績評価に対する異議申立の制度は便覧に記載されている。

(2) 異議申立てがなされた事例の状況は下記の表の通りである。なお、「取下げ」とは異議申立てを受けて担当教員が自ら成績評価を訂正したために学生が申立てを取下げたというものである。

	件数	結果
2006年度前期	2	棄却1、取下げ1
2006年度後期	2	棄却1、取下げ1
2007年度前期	1	棄却1
2007年度後期	0	
2008年度前期	0	
2008年度後期	0	
2009年度前期	0	
2009年度後期	2	棄却2

³⁶ 別紙5資料2「法務研究科便覧(2010)」48頁。

2. 点検・評価

成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されている。

なお、2008年度の認証評価で指摘を受けた答案返却や解説・採点基準の開示・公表については、2009年10月1日研究科委員会決議「定期試験についての申し合わせ」により、定期試験の答案については、採点の痕跡を残すとともにその解説・講評等を付して、研究科委員会が定める期限までに学生に返却しなければならないことになった。2009年度後期は、定期試験を行った23科目のうち22科目が答案を返却しており³⁷、また19科目が解説や採点基準を公表しており³⁸、改善されている。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

定期試験をおこなった科目のすべての科目につき答案を返却し、解説や採点基準の公表を行うことを徹底する。

³⁷ 担当教員への照会による。

³⁸ 別紙5資料13—2「定期試験の講評その他学生に結果の解説等を行う資料(2009年度後期)」収録リスト参照。

9-2-1 修了認定基準等の設定・開示

(評価基準) 修了認定基準, 修了認定の体制・手続が適切に設定されていること, 及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

課程修了の要件は 2008 年度の認証評価の後、改正があり、改正後の入学者には改正後のそれが適用される。改正の要点は必修単位を増やしたことであり、課程修了のために必要な GPA の数値を厳格にしたことである。

前者は、民事法基礎演習 (2 単位) を新設し、従来の商法 I (2 単位) を会社法 I (2 単位)、会社法 II (2 単位) に変更して、必修科目を 4 単位増やした³⁹。その結果、課程修了のための必要単位数は、必修科目 76 単位、選択科目 23 単位、計 99 単位となった⁴⁰。

後者は、従来、課程修了のために必要な GPA は 1.5 であったところ、これを GPA の対象となる科目全体の GPA を 2.0、法律基本科目のみのそれを 1.8 に変更した⁴¹。これは一見すると法律基本科目を軽視しているかのようであるが、そうではない。法律基本科目をやや重視し、法律基本科目のみの必要な GPA を 1.8 にするが、そうかといって法律基本科目以外の科目を軽視することになってはならないため、法律基本科目以外の科目も含めた全科目につき必要な GPA も設定する必要があるところ、法律基本科目以外の科目は兼担や非常勤の教員が担当する科目が多く、成績評価が法律基本科目に比し甘い傾向があるので、その現状からすると、その GPA はさらに高く 2.0 とするのが適当である、というのがその理由である。

このように本研究科は必要単位数と GPA、それに在学期間 (3 年以上) を課程修了の要件としているが、GPA については、実務基礎科目のうち研究科委員会の定める科目 (模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップ) の成績は合否で評価することから、これらの科目はその対象外である⁴²。

入学前に他の大学院で修得した単位および入学後、他の大学院 (外国の大学院を含む) で修得した単位は研究科委員会の議を経て、30 単位を超えない範囲で課程修了の要件としての単位 (選択科目) に含めることができる⁴³。

課程修了の要件は研究科規程に規定され、学生には便覧で周知させているほか、入学時のガイダンスでも説明している。

課程修了の要件を具備しているか否かは研究科委員会が確認してそれにより

³⁹ 別紙 5 資料 2 「法務研究科便覧 (2010)」 44 頁「別表 (第 3 条関係)」参照。

⁴⁰ 別紙 5 資料 2 「法務研究科便覧 (2010)」 40 頁「法務研究科規程」第 5 条第 1 項。

⁴¹ 同第 10 条第 1 項。

⁴² 同第 10 条第 4 項。

⁴³ 同第 7 条。

修了判定を行っている。

2. 点検・評価

課程修了の要件としての **GPA** の数値が厳格化され、「9-1-1 厳格な成績評価基準の設定・開示」でのべたDの評価割合の厳格化、「9-1-2 成績評価の厳格な実施」でのべた運用における厳格化と相まって、学生は課程修了のためには厳しい条件をクリアしなければならないことになった。

修了認定の基準は明確であり、適切に開示されている。修了認定の体制・手続も適切に設定されている。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特になし。

9-2-2 修了認定等の適切な実施

(評価基準) 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

「9-2-1 修了認定基準等の設定・開示」でのべた修了認定基準に基づき研究科委員会が修了認定を行っている。

2009年度の修了認定は、対象者数が28人、認定された者が16人、認定されなかった者が12人である。認定された者のうち、修得単位数が最多の者は99単位、最少の者は93単位、平均は94単位であった。認定されなかった者の認定されなかった理由は修了に必要な単位(必修科目)を修得していなかったことである。

2. 点検・評価

所定の修了認定基準、手続により適切に実施された。

3. 自己評定 合

4. 改善計画 特になし。

9-2-3 修了認定に対する異議申立手続

(評価基準) 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

本研究科ではこれまで修了判定に対する学生からの異議申立手続について定めはなかった。これは、修了判定の対象が在学期間、修得単位数、GPA1.5以上といった客観的な数字によってなされるため、修了要件の具備の有無について疑義が生じることは通常考えられず、必要性を感じなかったためである。実際にも修了要件の具備の有無が問題となった事例はない。

しかし、カリキュラムの改正等により修了要件の具備の有無が問題になることがないとはいえないため、2010年6月23日の研究科委員会決議「修了判定不服申立手続についての申し合わせ」⁴⁴により異議申立手続を設けた。

この手続については、TKCにより、その内容を学生に開示している。

この手続は2010年9月修了から適用されるので、まだ異議申立ての事例はない。

2. 点検・評価

2010年6月23日の研究科委員会決議により異議申立手続を設けた。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特になし。

⁴⁴ 別紙5資料2「法務研究科便覧(2010)」巻末に貼付。

第4 その他

特になし。

別紙 学生数及び教員に関するデータ

◇入学者

単位：人

	入学定員	入学者数	法学既修者	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
H20年度入学者	30	32	0	15	17	19
H21年度入学者	30	29	0	19	10	10
H22年度入学者	22	21	0	18	3	6

〔注〕 「n年度」は評価実施年度とする。上期に現地調査を行う場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、後日追加で提出すること（以下同様）。

◇学生数の推移

単位：人

		H20年度退学者数	H20年度留年者数	H21年度退学者数	H21年度留年者数	H22年度退学者数	H22年度留年者数	休学者数	在籍者数
H20年度入学者	未修	0	0	0	0	0	—	5	31
	既修	—	—	—	—	—	—	—	—
H21年度入学者	未修	—	—	2	0	0	—	6	27
	既修	—	—	—	—	—	—	—	—
H22年度入学者	未修	—	—	—	—	0	—	4	21
	既修	—	—	—	—	—	—	—	—

〔注〕 1 「在籍者数」とは、評価実施年度の5月1日時点における法科大学院生の在籍数をいう。
 2 退学者数、休学者数は、各年度の入学者のうち、評価実施年度の5月1日時点における各年度の退学者数、休学者数をいう。
 3 留年者数は、進級制限がある場合において、n-2年度、n-1年度の入学者のうち、各年度に進級できなかった者の人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含まないこと。

◇修了者

単位：人

		修了者総数	法学部出身者	他学部出身者	実務等経験者
H19年度	未修	28	10	18	15
	既修	—	—	—	—
H20年度	未修	25	19	6	10
	既修	—	—	—	—
H21年度	未修	16	14	2	7
	既修	—	—	—	—

教員一覧

氏名	年齢	性別	職名	専任／みなし専任／兼担／非常勤の別	「5年以上の実務経験」の有無	着任年月	担当科目
高良鉄美	56	男	教授	専任	無	H16.4	統治（平成22年度前期） 米軍基地法（平成22年度前期） 司法政策論（平成22年度前期） 憲法演習（平成22年度後期・予定） 医療と法（平成22年度後期・予定） 比較憲法（アメリカ憲法）（平成22年度後期・予定） アメリカ研修プログラム（平成22年度後期集中講義・予定）
高橋義人	41	男	准教授	専任	無	H21.4	人権（平成22年度前期） 公法総合演習（平成22年度前期） 憲法演習（平成22年度後期・予定） 比較憲法（アメリカ憲法）（平成22年度後期・予定）
玉城 勲	60	男	教授	専任	無	H16.4	家族法総合（平成22年度前期） 民法総合演習Ⅰ（平成22年度前期） 民事訴訟法演習（平成22年度後期・予定） 民法総合演習Ⅱ（平成22年度後期・予定） 家族法（平成22年度後期・予定）
渡名喜庸安	61	男	教授	専任	無	H20.4	行政法Ⅱ（平成22年度前期） 自治体法学（平成22年度前期） 行政法Ⅰ（平成22年度後期・予定） 行政法演習（平成22年度後期・予定）
比嘉 正	56	男	教授	専任	無	H16.4	民法基礎演習（平成22年度前期） クリニック（平成22年度前期） 家族法総合（平成22年度前期） 家族法（平成22年度後期・予定） エクスターンシップ（平成22年度後期・予定）

清水一成	54	男	教授	専任	無	H16.4	民法演習Ⅱ（平成22年度後期・予定） 刑法Ⅰ（平成22年度前期） 刑法演習（平成22年度前期） 刑法Ⅱ（平成22年度後期・予定）
矢野恵美	45	女	准教授	専任	無	H21.4	刑法Ⅰ（平成22年度前期） 刑法演習（平成22年度前期） 刑法Ⅱ（平成22年度後期・予定）
宮尾 徹	40	男	准教授	専任	有	H22.5	刑事訴訟法Ⅰ（平成22年度前期） 刑事訴訟法Ⅱ（平成22年度後期・予定） 刑事訴訟法演習（平成22年度後期・予定） 刑事法総合演習（平成22年度後期・予定）
久保田光昭	49	男	教授	専任	無	H19.4	商法Ⅱ（平成22年度前期） 司法政策論（平成22年度前期） 中小企業法務（平成22年度前期） 会社法Ⅰ（平成22年度後期・予定） 会社法Ⅱ（平成22年度後期・予定） 商法演習（平成22年度後期・予定）
内榕博信	38	男	准教授	専任	無	H22.10	会社法Ⅰ（平成22年度後期・予定） 会社法Ⅱ（平成22年度後期・予定）
藤田広美	47	男	教授	専任	有	H19.7	民事訴訟法Ⅱ（平成22年度前期） 民事訴訟実務の基礎（平成22年度前期） 民事訴訟法Ⅰ（平成22年度後期・予定）
武田昌則	44	男	教授	専任	有	H17.4	民事法総合演習Ⅰ（平成22年度前期） クリニック（平成22年度前期） 米軍基地法（平成22年度前期） 中小企業法務（平成22年度前期） 民事法総合演習Ⅱ（平成22年度後期・予定） エクスターンシップ（平成22年度後期・予定） アメリカ研修プログラム（平成22

宮城 哲	42	男	准教授	専任	有	H16.4	年度後期集中講義・予定) 民事模擬裁判（平成22年度後期・予定) 契約法Ⅰ（平成22年度前期) 契約法Ⅱ（平成22年度前期) 契約法Ⅲ（平成22年度後期・予定) ロイヤリング（平成22年度後期・予定)
北河隆之	58	男	教授	みなし専任	有	H16.4	不法行為法（平成22年度前期) 民事法基礎演習（平成22年度前期) 中小企業法務（平成22年度前期) 交通事故賠償法（平成22年度後期・予定)
宮國英男	53	男	教授	みなし専任	有	H16.4	法情報調査・法文書作成（平成22年度前期)
藤田雄士	43	男	准教授	みなし専任	有	H16.4	所有権法（平成22年度前期) 民法演習Ⅰ（平成22年度前期) 担保法（平成22年度後期・予定) 民事模擬裁判（平成22年度後期・予定)
矢野昌浩	47	男	教授	兼担	無	H16.4	労働法（平成22年度前期・集中講義)
徳田博人	47	男	教授	兼担	無	H16.4	公法総合演習（平成22年度前期)
高田清恵	39	女	准教授	兼担	無	H16.4	社会保障法（平成22年度前期)
我部政明	55	男	教授	兼担	無	H16.4	日米関係（平成22年度後期・予定)
樋口一彦	50	男	教授	兼担	無	H16.4	国際人道法（平成22年度後期・予定)
宮里節子	60	女	准教授	兼担	無	H16.4	民事執行・保全法（平成22年度後期・予定)
海保一恵	38	女	検事	非常勤	有	H22.4	刑事訴訟実務の基礎（平成22年度前期) 刑事模擬裁判（平成22年度前期) 刑事法総合演習（平成22年度後期・予定)
当山尚幸	62	男	弁護士	非常勤	有	H16.4	法曹倫理（平成22年度前期)
天方 徹	38	男	弁護士	非常勤	有	H21.4	刑事模擬裁判（平成22年度前期)

ベラ・フライ	38	女	士 弁 護 士	非常勤	有	H19.4	刑事法総合演習(平成22年度後期・予定) アメリカ法(平成22年度前期)
牧野和夫	51	男	教授	非常勤	有	H20.4	知的財産法(平成22年度前期・集中講義)
徳本 穰	42	男	教授	非常勤	無	H16.4	企業活動と経済特区に関する法(平成22年度前期・集中講義)
山本悦夫	57	男	教授	非常勤	無	H20.4	医療と法(平成22年度後期・予定)
仲地 博	64	男	教授	非常勤	無	H16.4	米軍基地法(平成22年度前期)
桜井国俊	66	男	教授	非常勤	無	H20.4	米軍基地法(平成22年度前期)
伊藤清隆	37	男	裁 判 官	非常勤	有	H22.10	民事模擬裁判(平成22年度後期・予定)
末崎 衛	36	男	准 教 授	非常勤	有	H22.10	租税法(平成22年度後期・集中講義予定)
金井重彦	57	男	弁 護 士	非常勤	有	H16.4	ITと著作権(平成22年度後期・集中講義予定)
熊谷久世	48	男	教授	非常勤	無	H17.4	国際民事訴訟法(平成22年度後期・集中講義予定)
竹下勇夫	58	男	弁 護 士	非常勤	有	H21.10	経済法(平成22年度後期・予定)
畑 知成	37	男	弁 護 士	非常勤	有	H21.10	倒産法(平成22年度後期・予定)
大城真也	41	男	弁 護 士	非常勤	有	H21.10	倒産法(平成22年度後期・予定)
吉崎敦憲	46	男	前 裁 判 官	非常勤	有	H22.10	民事模擬裁判(平成22年度後期・予定) 民法演習Ⅱ(平成22年度後期・予定)

- [注] 1 評価実施年度に在籍する教員について記載すること。
- 2 「年齢」は、評価実施年度の5月1日現在の年齢を記入すること。
- 3 「専任/みなし専任/兼担/非常勤の別」について、「兼担」は当該大学の他学部・研究科等の専任教員、「非常勤」は「専任」「みなし専任」「兼担」以外の教員を指す。
- 4 「着任年月」は、兼担/非常勤の場合、法科大学院において初めて授業を担当した年度を

記入すること。

- 5 「担当科目」は，評価実施年度の担当科目を記入すること。